

平成 27 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月16日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成27年9月16日〔水曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第43号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第44号 江南市職員の再任用に関する条例の一部改正について

議案第45号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第47号 江南市市税条例の一部改正について

議案第48号 江南市個人情報保護条例の一部改正について

議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

第2条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

出席委員（8名）

委員長 鈴木 貢 君 副委員長 伊藤 吉弘 君

委員 森 ケイ子 君
委員 古池 勝英 君
委員 山 登志浩 君

委員 福田 三千男 君
委員 稲山 明敏 君
委員 幅 章郎 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本 浩一 君
議事課主幹 今枝 直之 君

議事課長 高田 裕子 君
主任 梶浦 太志 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田 和延 君

危機管理室長 小塚 昌宏 君

市長政策室長 片野 富男 君

総務部長 佐藤 和弥 君

消防長 丹羽 鉦貢 君

防災安全課長 山田 順一 君

防災安全課主査 蟹江 雅紀 君

防災安全課主査 古川 雄一 君

地域協働課長 坪内 俊宣 君

地域協働課副主幹 浅野 武道 君

地域協働課副主幹 大矢 幸弘 君

秘書政策課長 松本 朋彦 君

秘書政策課主幹 河田 正広 君

秘書政策課副主幹 酒井 博久 君

秘書政策課主査 間宮 徹 君

秘書政策課主査	八 橋 直 純 君
行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	平 松 幸 夫 君
税務課長	石 黒 稔 通 君
税務課副主幹	金 川 英 樹 君
税務課主査	前 田 昌 彦 君
税務課主査	近 藤 祥 之 君
税務課主査	栗 本 真由美 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	稲 田 剛 君
収納課主査	長谷川 崇 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	茶 原 健 二 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	横 山 敦 也 君
総務課主査	稲 波 克 純 君
総務課主査	小 島 宏 征 君
会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	岩 田 高 志 君
総務予防課長	古 田 勝 己 君
総務予防課統括幹	谷 宣 夫 君
総務予防課主幹	高 島 勝 則 君

総務予防課副主幹

岩 田 利 光 君

総務予防課副主幹

尾 関 健 次 君

消防署長

加 藤 靖 之 君

東分署長

小 島 孝 修 君

消防署主幹

長谷川 久 昇 君

消防署副主幹

上 田 修 司 君

○委員長 おはようございます。

きょうは、本当に早い時間帯から各委員さんには御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

昨今、災害、水害を含めて、それから阿蘇山が一昨日噴火しましたし、国内外を含めていろんな諸事情が、事件というか出来事が多い時期だと思っております。

また、今回、議案を見ますと、特にマイナンバーということでの関連の条例の改正等、またそういったものも見受けられますので、当委員会におきましても、しっかりとまた委員の皆様方の御意見を頂戴しながら、しっかりと審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、まだまだ涼しくなったといえども日中は暑うございますので、クールビズということで引き続き、上着、ネクタイ、また適宜お取り計らい願えればと思うところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 3 日に 9 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。どうぞ何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、先ほど冒頭申し上げましたけれど、本日の委員会の日程の確認を差し上げたいと思ひます。

議案第 43 号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを初め 7 議案の審査を行います。

それでは、これより議事に入りたいと思ひます。

審査の順序については、付託順により行いたいと思ひます。

また、委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただきまして、その間は退席していただいても結構でございます。

それでは、早速審査に入ってまいりたいと思います。

議案第43号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第43号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願い申し上げます。

○総務課長 議案第43号につきまして御説明申し上げますので、議案書17ページをお願いいたします。

平成27年議案第43号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

補足説明はございません。よろしくお願い致します。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員 質疑に入る前に、この条例を制定する目的、書いてあるんですけど、江南市が独自に、別表1とか2、3と書いてあるんですけど、このもとの条例を制定する目的ですよね、それについて改めて説明していただきたいのと、この条例に基づく規則というのは別に、まだもう少し細かい規則など

が定められるのか、あるのならまた出していただければと思うんですけど。

○総務課長　　まず、最初に条例の定める目的でございますが、条例制定の根拠となりますが、番号の利用法第9条第2項及び第19条第9項に基づきまして制定するものでございます。番号利用法第9条第2項では、地方公共団体の長その他執行機関は、社会保障、税、災害対策分野の事務であって、条例で定めるものの処理に関し、個人情報を経率的に検索し管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨の規定となっております。

また、同法第19条第9項では、地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の他の執行機関に条例で定めることにより特定個人情報を提供することができる旨の規定となっております。

それで、番号利用法では、国の行政機関や地方公共団体は、社会保障、税、災害対策分野で、同法に規定されました事務において個人番号を利用することができ、行政機関や地方公共団体との間で情報連携が可能となるようになっております。

それから、2つ目の御質問の規則のほうですが、まだ国のほうの法のほうが全て制定されておりませんので、江南市におきましては、規則のほうは現在作成中でございます。

○森委員　　規則にはどういうものが盛り込まれることになるんですか。

○総務課長　　今まさに現在作成中でありますので、詳しいことは申し上げられませんが、具体的な事務を定めていくことになるかと思えます。

○森委員　　それで個人番号の利用範囲ということで、第4条に別表の1と2、第5条で別表3ということなんですけど、ちょっとこれ、それこそそれぞれ、別表1と別表2と3のそれぞれの関係について説明していただけないでしょうか。

○総務課長　　別表第1につきましては、番号利用法に規定された事務以外で、個人番号を利用しないと事務の遂行に支障を来すことになるものについて、個人番号の利用範囲が明確となるよう、市独自に利用する事務を規定しております。

別表第2につきましては、番号利用法では、国の行政機関や地方公共団体との間での特定個人情報の授受につきまして規定されていますが、市の同一

機関内での特定個人情報の授受については条例で規定することになっております。したがって、個人番号の利用範囲が明確となるよう、当該事務及び連携する特定個人情報を規定しております。

別表第3につきましては、番号利用法では、市の他の機関から特定個人情報の提供を受ける場合は条例で規定することが必要でありますので、特定個人情報の提供範囲が明確となるよう、当該事務及び連携する特定個人情報を規定しております。

いずれにおきましても、市民の利便性や行政の事務の効率化が図られるよう考慮して決定しております。

○森委員　　そうすると第1表で、ここにずっと介護保険法による訪問介護または介護予防訪問介護の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの、以下ずっとこういう内容のものを決めますよと。そして、第2表のほうでこの内容について……、これがわからないんですね。市長でしょう。どことどことの連携になるわけ。庁内連携ということなわけですけど、市長が一番右の欄ですよ。この右の欄について、簡単に言えば高齢者生きがい課がこの情報を持っているわけですけど、ここがこの情報をきちんと把握しておいてくださいよという、そういう意味なんですか。

○総務課長　　まず別表第1のほうで、独自利用といいますか、どういった事務に適用していくかという事務を定めております。それで別表2のほうにつきましては、今、森委員さんが言われましたように庁内連携ですので、庁内、あるA課の情報をB課のほうでその情報を使っていくという、市役所内での庁内の連携になります。

○森委員　　ですので、それぞれがこうした情報について問われたときに、情報を求められたときに、お互いにすぐに出せるようにしておくということではないんですか。

○総務課長　　そのとおりでございます。

○森委員　　3表はわかる気がするんですけど、市長が求めたものに対して教育委員会のほうが対応するよと。逆に教育委員会の持っている情報を市長のほうに提供するよと。こういう関係をつくってあるということではないんですか。

○総務課長 そのとおりで、別表3のほうに、情報照会機関が例えば市長ですと、市長から情報提供……、逆ですね、ごめんなさい。市長のほうで照会をしましたら、教育のほうから情報を提供してもらおうという、また逆に教育のほうから市長へということになります。

○森委員 内容はわかりました。また後で伺います。

○福田委員 広報の8月号に、この条例に関連したマイナンバー制度とはというのが掲載されて、一般市民の皆さん方に理解度を求めるというようなことだと思うんですけども、非常にわかりにくくて、私のほうにも、実際にどういうことになっているんだという問い合わせがかなり来ているんですけど、私本人自身がそう熟知しておるわけでもないものですから大変困っているんですけど、実際に2013年5月に、このマイナンバー法、つまり正確には社会保障・税番号制度と言うんだそうですけど、これが制定されました。それによって各自治体が、このことに対応するために条例を策定しかけているわけですけど、まずそもそもこのマイナンバー法が制定される前のいきさつを少しわかりやすく説明していただけると、我々も市民の皆さん方に説明がしやすいんですけど。わかる範囲で。

いいです。じゃあ、それは実際にきょうの委員会で少し違った方向づけになってしまったかもしれませんので、それはいいですけど、さっきも言いましたように広報8月号、非常にわかりにくい。それできょう発売されました週刊文春の記事によりますと、きょう早速、読んでみるために購入してきましたけど、これがすごく易しく市民の皆さん方にもわかりやすく書いてありますので、もし当局の皆さん方がこれを一度、400円ですけど購入してもらって、しっかりと頭の中に入れ込んでいただくと対応がしやすいと思います。

それからもう一つ、このことについて、広報にも書いてありますけれども、江南市としての対応が市民サービス課と、今ここの総務課に分かれておるわけですね。そのことも、8月号の広報にもそういうことが書いてありますけど、大変これもわかりにくくて、今さらこれを変えるわけにいかないと思いますが、対応は1つの課でやったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○総務課長 今、福田委員が言われますように、このマイナンバー制度につ

きましては、マイナンバー制度の概要につきましては、現在、秘書政策課のほうで担当しております、条例の制定に関しましては総務課、それであることからの個人番号の発行等の手続ですね、これからの実際の事務の手続におきましては市民サービス課のほうでやっていくということで今進めさせていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

○福田委員　そこは、まだ今のところはいいですよ。今度、マイナンバーが10月1日以降に各個人に送られてきますよね。その後、これは機構が電話番号も書いて、そちらへ問い合わせしてくださいということになると思うんですけど、どんどん江南市役所にこのことについて問い合わせが来てくると思うんだよね。その対応を今からしっかりと準備していかないと、ふだんの仕事というか、これ以外の仕事にかかわることが大分マイナスになると僕は思うんですけど、その辺は大丈夫ですか。

○総務課長　今後、番号の通知カードが送られてきますと、実際の事務につきましては、市民サービス課のほうの事務が多くなると思われまますので、市民サービス課のほうとも協力して、この制度のほうがうまく進んでいきますように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○福田委員　想像以上に大変だと僕は思いますので、しっかりと対応をしていただきたいと思っております。

○委員長　じゃあ、今の案件に関しては、その程度ということでよろしいですね。

あとほかに。今の背景についてのね。あとほかに御意見。

○山委員　現在、江南市で行っている事務の中で、個人情報を持ちしたり、あるいは共有したりしていると思うんですけど、現在やっていることを継続していくために、この条例をつくらなきゃいけないということですよ。

それで、この別表第1を見ますと、29項目掲げられておりますけれども、これは現在全て行われている、既に行われている事務なのではないでしょうか。今やなくて、今後これを機にやるものはあるのかどうかということをお尋ねいたします。

要するに、現在の市役所で行っている事務を引き続き継続していくための条例なのか、あるいはさらにそれ以外に拡大していくことを意図した条例な

のか。

- 総務課長 現在行われている事務で、今後、マイナンバーを使っていく事務を掲げております。拡大するということではございません。
- 山委員 そうすると、今はやってないけれど、要するに独自利用というやつですね、全く新しく独自に利用するということは、ここには想定してないということですか。
- 総務課長 独自利用につきましては、国のほうの法律で定められていないもの以外を江南市が使っていくということで、独自に決めておるということでございます。
- 山委員 要するに、例えば図書館で図書カードをマイナンバーカードで利用するとか、そういうことも言われていますけれども、そういうことじゃないんですか。
- 総務課長 今、具体的に図書カードという話がありましたが、まだ現在のところは、そういったものに使うということまでは検討されておられません。
- 山委員 そうすると、この条例の別表は、国が出しているようなひな形に沿ったものなのかということなんですけどね、別の聞き方をすると。
- 委員長 いいですか。ちょっと整理して答えてもらえますか、総務課長。ちょっと整理して。
- 総務課長 国のほうの示された事務以外のものについて別表のほうで定めたということでございます。
- 総務部長 もう少し砕いて言いますと、今回のマイナンバー制度で、これ条例、今私どもつくっているんですが、基本的には法律があります。法律の中で、国というのは各市町村の細かい実情までは掌握し切れないところがあるので、本当に全国共通の部分だけを法律で定めています。それ以外に、先ほど山委員がおっしゃってみえたここに書いてあるのは、現在全て江南市が行っている事務ばかりです。現行の事務の中でマイナンバーを使って事務をやっていくものをここに条例として掲げております。つまり、市町村によって若干実情が、市と町でも当然違います。政令指定都市でも違いますので、そういった実情を踏まえて、今ある事務の中で詳細部分は市町村の条例で定めましょうということなものですから、現在条例で定めておるものは、江南市が

今行う事務についてしっかり条例で整備したと。また今後、新たな使うような事務が出てくれば、新しくまた条例を改正させていただいて、当然、議会に提案をさせていただいてやっていくということですし、また新たなカードの利用というものは、またちょっとこの条例とは違う次元の話だもんですから、またそれにつきましては、今、秘書政策のほうでも、今後どうしていくかという議論をこれからまたしていくと思いますので、少しその辺だけは切り離してお考えをいただきたいと思います。

○森委員　　そういうことですから、逆に言えば、ここの別表に書いてない、もう既に法律で定められているものの中で、江南市が情報を求められたときに出さなきゃいけない。例えば一番上の介護保険法に基づくということですが、これはあくまでも利用者の負担の軽減に関する事務であって、その一番もとにある介護保険法に沿って介護認定を受けた情報というのは、これは逆に言うと、それは大前提で江南市の条例があるというふうに理解すればいいんですか。税の問題もそうですよね。税は、減免か何かについてここに書いてあるわけですがけれども、19番か。税そのものについては、既にその情報が入手できるというか求められれば提供できる、そういう体制になっているというふうに理解すればいいわけですか。

○総務課長　　法律のほうで定められております事務につきましては、この別表以外でありましても、情報の提供とかのやりとりは行うことになります。

○森委員　　あるんですよね。

○総務課長　　はい。

○森委員　　だから、あくまでも江南市独自の規則などで決めた、いわゆる軽減だとか、例えば子ども医療費の独自の医療費などについて助成制度を持っているわけで、そういう内容について今回は示していくんだよと。基本的なものについては全部、江南市は求められれば、それは情報として出していくということなんですよ。

○総務課長　　そのとおりでございます。

○森委員　　それで、これを見ていて率直に思ったのは、例えば別表3なんかについて、一々こういうものを決めておかないと、決めておくのは決めておくわけでいいんですけど、情報の提供を、こういうものを使わないと今後や

れなくなるのか、今までどおり照会をすれば、今でもやっているわけですよ。例えば私が母子家庭の手続をしたと。そうすれば、この人に対して教育委員会にも就学援助なんかがやれるようにしていただくか、そういうことは今でも現実の問題としてはやっているわけですよ。あるいは就学援助の申請に行くと、この人はほかの制度を利用しているかということで教育委員会は照会をして、別なところで減免制度を受けているよということになれば就学援助の対象にするわけで、そういうことは今、常時やっているわけです、それぞれの課同士でね。それをわざわざこのシステムを使ってやらなきゃなくなるのか、あえて従来の今までの方法でも構わないよということになるんですか。

○総務課長 従来のままでもできないことはないんですが、今後につきましてはマイナンバーを使いまして、市民の方の利便性を高めるためにマイナンバーを使ってやっていきたいということでございます。添付書類等がなくなったりしますので。よろしくをお願いします。

○森委員 その場合は、あくまでもマイナンバー、個人カードを持ってないとだめだよと。個人カードを持ってない人については従来どおりの方式でいくと。

○総務課長 番号カードのほうはつくらなくても、通知カードのほうと、あと身分証明書ですね、そちらのほうを提示していただければ使っていけることになります。

○森委員 そうすると、あえて申請書をつくらなくてもいいとか、そういうようなことになっていくわけですか。申請書は要る。

○総務課長 申請書のほうは必要になりますけど、個人番号カードは、別につくっていただいてもつくらなくてもよろしいと思います。

○総務部長 森委員さんがおっしゃられたことで総務課長が今お答えしたんですけど、もう一つ、この条例をつくった私たちの一番大切なことは、この特定の個人情報を扱う私たちが、しっかりこれに基づいてきちんとやりましょうと。きのうの本会議の中でも私申し上げたんですけども、当然まずは市民の皆さんの利便を図ること。今まで例えば所得証明を役所の中で二重に出さなきゃいけない、こういったことを少しでも避けて利便性を高めようと

ということと、マイナンバーができて、こういった特定の個人情報については、それを利用する私たち行政の職員も、きっちりこういう条例をつくって、それからもととなる法律にしっかり基づいて、この個人情報を取り扱っていきましょう。この扱いについては、いろんな条件がこれからついてきますので、そういったための条例ですので、その二面性でこの条例を私たちは運用していくつもりでおりますので、お願いしたいと思います。

○森委員　もう一つわからないの。江南市は既に特定個人情報保護評価書というのをホームページで発表されていますけど、その評価書そのものが、つくる意味がよくわからないんだけど。そのことと今回の条例、あるいはその後に来る個人情報の関係で意味があるのかなというふうにも思うんですけど、この点、関係はどうなんでしょうか。

○総務課長　まず最初に、特定個人情報保護評価の目的につきましては、本会議のときにもお話があったかと思うんですが、市民が感じるマイナンバー制度に対する懸念や漠然とした不安を払拭するために番号利用法に基づき新たに導入されました制度上の保護措置の一つで、改善するシステムがプライバシーに配慮されたものか、漏えいの危険性がないか事前に調査を行いまして、保護評価書を公表しておるものでございます。

その効果、目的につきましては、評価のほうを公表することによりまして、責任の所在を明確にでき、私たち職員が実際に行う事務の中で、どこにどういったリスクが潜んでいるか、またそのリスクを抑えるために何をすべきかと具体的に評価することで、これまで気づかなかったリスクを認識し、対応するための行動を起こすことができるものと考えております。

○森委員　そうすると、今回提案されている条例などを運用していくための前提となる安全の確保というか、そういうためにこの評価書をつくって、それぞれの課が自分たちがやる事務に対してどういうリスクがあるかとか、そういうのを全部調べ上げたというか確認をしたということ。読んでみて何か当たり前のことのように思えて、何のためにこれをつくったんだろうというのが率直な感想なんですけど、意味があるのかなという感想なんですけど。

○総務課長　保護評価のほうをいたしまして、職員それぞれが、そういった認識、リスクに対する認識を持ってマイナンバーを使っていくということだ

と思います。

- 森委員 利便性というのはさっきの説明でわかりましたけど、最大の問題は、情報がこれを通じて、よそに流れてしまうんじゃないかということですよね。今まではそれぞれの課が持っている、それはそれぞれの課が持っている情報としてつかんで、私たちが逆に言って聞いてもなかなか教えてもらえない部分なんかもあるわけですけど、きちんと管理をされていたと。今度はこれが双方に簡単に照会で情報がとれる関係がつくられていくということになると、それがほかのところにも拡散してしまうんじゃないかとか、そういう懸念があるわけですけど、これが一番最大の問題だし、今、私たちも、福田さんも言われたけれども、本当にまだまだ十分にこの制度そのものも理解できてない部分もあって、慌ててやらないで、もっとそういうところをきちんと準備してやったほうがいいんじゃないかと。特に情報の漏えいということが本当にこれできちんとできるのかということになると、まだまだ不安があるわけなんですね。その点について、こういう条例の中では、その辺のところはどういうふうに担保されているんですかね。
- 総務課長 一番最初にもお話をさせていただいたんですが、江南市個人情報保護条例の一部改正等を行いまして、情報漏えいについては気をつけてまいりたいと思っております。
- 森委員 この条例の中で、そういう部分については特にはないわけ。
- 総務課長 こちらのほうの条例におきまして、第3条のほうで市の責務ということがありまして、市は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるということになっております。
- 森委員 そうすると、必要な措置というのはどういうことになるかですよ。さっき規則なんかがあるのかと聞いたわけですけど。
- 総務課長 具体的に申し上げますと、先ほども少しお話ししましたが、江南市個人情報保護条例とか、あと情報漏えいに対する罰則の強化、それから先ほどからお話に出ております特定個人情報保護評価などが上げられると思われまます。
- 福田委員 もう一度お尋ねしますけれども、先ほど言いました文春の記事

をちょっと読んでみますと、来年4月から、雇用保険など社会保障、所得税や住民税などの税、被災者台帳の作成など災害対策の3分野の行政手続に限りマイナンバーが利用されるということに法律はなっているんですけど、今、江南市が条例を制定していていることは、それに先行して各分野までも対応できるようにやっているということですか。

本来ならば、この分野だけでまず対応していけばいいけれども、それではいろんな不便性というか、市役所側から見て、こういうことをやったほうが手っ取り早い、言葉は悪いですけど、マイナンバーを利用してやっていけば、例えば生活保護とか、そういうのもぱぱっと出ちゃうから、これを早く条例制定したほうが、行政手続上利便性があるからという形で先行しているかどうかということをお尋ねしたい。

○総務課長　今回の条例のほうで定めました事務につきましては、国と同じように、福祉、保健もしくは医療、その他の社会保障、あと地方税、税金の関係と、あと防災、その3つに限られております。その3つに基づきまして条例のほうを制定しております。

○福田委員　その3分野の中を当てはめて、これをやっているということですか。そうか。

○委員長　ほかの委員さんの中で御意見等あれば、また御質問等あれば。何かちょっとすっきりしたようなしないような。

○山委員　今回ここで上げられた事務について情報連携などを行っていくことになると思うんですけども、既存のデータベースみたいなのはそれぞれの事務にあると思うんですけども、それと12桁のマイナンバーとの突合というんですかね、これは初めてやることだと思うんですけども、そういった内部的な事務は誰がやるんですか。この条例をつくって、この条例を根拠にしてやっていくわけですけど、誰がやるんですか。各課でやっていくんですか。

○総務課長　システム改修を今やっておるわけなんですけど、その中で行っておきまして、そのシステム改修後に市民サービス課のほうで番号に対する符号、付番をつけてまいります。

○委員長　よろしいですか、山委員。何かほかに。まだ不明確な部分が、不

明確というかわかりづらいということがありますけれども、ほかに委員さんで。

○山委員　この条例を根拠にして、今、申し上げましたように内部的な事務を進めるということだし、マイナンバーを使うということになるんですけども、こういう範囲で、こういう範囲の事務をマイナンバーで活用するよというようなことを市民に対してはどう示していくんですか。マイナンバーは使うわけですね、庁内で。当然、後で出てきますけど個人情報保護条例との関係も、そこで自分の情報はどう使われているのかということが明らかにできるようになるんでしょうけれども、あらかじめ市として、ここで書かれた事務をマイナンバーでやっていくということを市民に対して示していく必要性は、ないとは言えないと思うんです。あると思うんですけども、その点、どうお考えか。

○総務部長　今、山委員さんが言われたことは非常に悩ましい問題で、現状の事務と、少し利便性を高めるという中で、これを公然と先に説明するがいか、それぞれの事務を行うときにパンフレット等を書くこと、それから窓口で説明するのがいかというのは非常に私ども悩ましいところです。私もここへ来る前に、そういう事務をやってくる中で、事前に周知しても、実際に窓口にお越しになるお客様というのは、それをしっかり認識してみえるわけじゃない方も多いものですから、基本的にはその事務を説明する中で、この情報はこういったもので取り扱いますと一定文書で入れるのが一番適切ではないかなと考えておりますが、これは当然、私どもだけではいけませんので、現場を預かる職員ともしっかり話をして対応していきたいと思えます。

そこには、先ほどの森委員からの質問の中で古田課長からもあったんですけども、この情報を取り扱う職員が、どうこれをしっかり守ってやっていくかということが一番大事なことになってきます。そのために、後から出てきますけれども、議案の第48号の中で個人情報の保護条例の改正を行います。ここの一番のメインの改正内容というのは、今までの個人情報に加えて、こういう特定の個人情報が出てきました。これを第何条の2とか、第何条の3ということで新しい条文をつけ加えて、より厳密に厳しく制限を、使う職員に対する制限を加えておりますので、また次の条例のところでも出てきます

が、そういったことをしっかりと私どもは、厳重にデータを扱う中で市民の皆さんに、今、山委員が言われた、どう説明するといいかというのは、事務を直接扱う職員といろいろ調整しながら検討していかないかなあと考えております。

○委員長　　よろしいですか。

○森委員　　先ほどの必要な措置を講ずると市の責務で言われたわけで、その中には罰則の強化というようなものもあるよということですが、こういうものは、先ほど、まだ今は検討中だと言われた規則の中できちんと定められていくんでしょうか。

○総務課長　　最初の罰則ですね、罰則につきましては、国のほうの関係、番号利用法の関係で罰則は規定されてきます。あと細かいことについては、個人情報保護条例のほうの関係でも規制されてくると思います。

○森委員　　それと、今、山さんのを聞いていて疑問に思ったんですけど、この条例は平成28年の1月1日から施行するということで、実際の運用は1月1日からですよということですけど、実際にそれでいけるんですかね、各課職員の皆さん。ここに定められている減免だとか、そういうようなことについては、実際には4月以降になるんじゃないかなあとと思うんですけども、その辺の、でもこの条例で定めたもの以外の基本的な情報の提供というのはあるわけで、1月1日から施行するということですけど、その体制というのは本当にできるんですか。

○総務課長　　国のほうからの指導もございますので、1月1日から滞ることなく使えるように今準備を進めておりますので、よろしくをお願いします。

○森委員　　世論的にも、今、福田さんも言われましたけど、我々もまだ本当によくわからない、まして市民の皆さんはよくわからないという中で、この1月1日からの施行というのは無理なんじゃないですかね。

○委員長　　今、森さんが言われましたように、わかりやすさというか、何分にも初めてのことだということなものですから、マイナンバーという言葉だけが先行するものですから、そういうことを含めて少しわかりやすい、十分やっておられるとは思いますが、なお一層そういうところを進めてもらえればなあと。これ広報で、多分、広報も今進められていますけど。

- 幅委員　このシステムのイメージをちょっとお伺いしたいんですけども、個人の情報が国かなんかが管理するサーバーにデータベースとして蓄積をされていって、それに役所の各課がアクセスをして情報がとれるよということのイメージでいいんですかね。
- 総務課長　そのとおりでございます。
- 幅委員　その際に、アクセスをするときにID・パスワードというものでセキュリティーを管理していくと思うんですけども、それは職員の皆さんがIDを持って、パスワードをそれぞれ個人で管理して、定期的に更新をしたりしてセキュリティーを確保していくというやり方なのか、アクセスをできる権限は職員さん一人一人にあるのか、各課で課としてあるのか、どのようなセキュリティーシステムになっているんですかね。
- 総務課長　必要となる事務の担当となる所属長になります。マイナンバーを使う職員の所属長のほうが定めた者になります。
- 幅委員　ということは、よく情報漏えいというのは、システム的なことよりも、極めて個人的な、ある意味ではうっかり、ある意味では恣意的な結論として情報漏えいされるということが多いと思うんですけども、そういった意味でいくと、アクセスできる人間が多ければ、それだけリスクが高まるということなので、今のお話だと、アクセスできる権限を持った人間は職場の長になられるような限られた方という理解でいいんですか。
- 総務課長　そうではなくて所属長が定めた者です。マイナンバーを使う職員を所属長が、Aさん、Bさんと定めた人が使えるということになります。
- 幅委員　その方の所属がかわられたら、IDが消滅するのかわからない、そういったことでセキュリティーを管理できるということですか。
- 総務課長　そのとおりです。
- 幅委員　その先のナンバーポータルでしたっけ、自分の履歴がどういうふうにアクセスされたかということを個人一人一人が閲覧できるシステムということで理解をしいいんでしょうか。
- 総務課長　今、委員のおっしゃられるのはマイナポータルというシステムになりまして、自分の特定個人情報、いつ誰がなぜ情報提供したかという確認ができるシステムが、平成29年1月からですけど、運用開始予定になっ

ております。

- 幅委員 データベースで上っていけば、例えば制度がいろいろ変わっても、今あなたはこの制度を利用できますよとかということをや役所のほうから情報提供できるようになるんじゃないかなあと思うんですけども、あくまでも申請があったらこれを使って、それに対して対応するというので、その申請があったら、実はあなたはこれも使えるんですよというような情報提供ということに、そのデータベースを使うということにはできるんですか。
- 総務課長 はっきりした詳しいことはわかりませんが、一人一人に合った行政機能などからのお知らせを表示する機能は、そのマイナポータルにはあるというふうに聞き及んでおります。
- 幅委員 それは、じゃあ個人的にアクセスをしたときに、そういう情報提供をもらえるということですか。
- 総務課長 そのとおりでございます。
- 稲山委員 今回の議案第43号、これは江南市の行政手続上の中の話であって、後で議案第48号という個人情報的な話がまた出てくるんですけど、それとは違う話なんやね、これは。ですから、個人情報どうのこうのというのは、今、幅さんが言われたのは議案第48号の話であって、議案第43号の話ではないんかね。ちょっと一緒くたになっちゃって、議案第43号の今の審議をしておるのか、議案第48号も一緒になってしているのか、その辺がよくわからないんですけど。
- 総務課長 内容的には違うんですけど、内容が似通っていますから関係しますので、一緒にせざるを得ないと思います。
- 稲山委員 そうしたら、議案第43号と議案第48号を一緒に審議させていただいたほうが流れ的に、行政手続の中の市長とか教育委員会が照合できるという話から、それは個人の情報にという話がどんどん進んでいっちゃっていて、何が議案第43号なのか議案第48号なのかさっぱりわからんようになっちゃっておりますので、委員長さん、これ両方ね……。
- 委員長 正直言って、ちょこっと感じたんです。ただ、これはやっぱり……。
- 稲山委員 議案第43号の話はこの辺にさせていただいて、議案第48号に切

りかえていただかないと、ずうっとこの話がどんどん広がっていくだけの話になっていきますので、その辺、委員長さん、采配をよろしくお願ひしたいんですけど。

- 委員長　いずれにしても、おっしゃるとおりでございまして、ただこの議案第43号のことを話すことによって、議案第48号が理解しやすくなるということもあると思ったものですから、という感じもしたものですから。

暫時休憩します。

午前9時58分　休　憩

午前10時00分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

今、議案第43号について、委員さんのほうから、また御当局のほうからさまざまな御意見、あるいは質問等して御答弁いただいたんですが、この件につきましては議案第48号と密接な関係にあるということで、その中でしていただくということで、この議案第43号については、この程度にとどめおきたいと思ひますけれども、何かほかに、どうしても特段でということがあれば最後に聞きまして、この議案第43号については終結したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長　ほかに質疑もないということで、これをもって質疑を終結したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

午前10時01分　休　憩

午前10時02分　開　議

- 委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決については挙手ということで進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第43号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長　挙手多数でございまして、よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第44号 江南市職員の再任用に関する条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第44号 江南市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題としたいと思います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、お手元の議案書の35ページをお願いいたします。江南市職員の再任用に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、36ページには江南市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（案）を、37ページには新旧対照表を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、これより議案第44号の質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○森委員 直接この委員会にかかわることではないことになっちゃうかもしれないんですけど、地方公務員等共済組合法が、今回、厚生年金保険法に変わったんですか。私、地方公務員等共済組合法というのはまだ残っていると思っていたんですけど。

○秘書政策課長 年金制度の一元化を図るために、今おっしゃいました厚生年金保険法ですね、こちらの改正ということで、共済年金が厚生年金に統一されるということでございますので、こういった条例改正をお願いするものでございます。

○森委員 もう統一されたんですか。

○秘書政策課長 こちらについては、10月1日から施行ということで決まっております。

○委員長 それでは、その件はよろしいですか。

じゃあ、ほかに何か御意見。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございます。これをもちまして質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

じゃあ、簡易ということで採決を進めてまいりたいと思います。

それでは議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第45号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

先ほどの議案と内容的には同じでございますが、江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、39ページには江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、40ページには新旧対照表を掲げております。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑をこれより行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、簡易採決ということで進めてまいります。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第47号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。

○税務課長 それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

江南市市税条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、49ページには改正する条例案を掲げてございます。

また、52ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 いろいろな申請をするときに、今までの住所・氏名を出すか、あるいは個人カード、あるいは法人番号カードを出すかということが全部記載されていると思うんですけど、それ以外に改正の内容というのはありますか。

○税務課長 ここの中には、マイナンバー以外の改正としましては、独立行政法人の労働者健康福祉機構法……。

○森委員 何条。

○税務課長 第54条。市税条例第54条に独立行政法人労働者健康福祉機構法

の改正になりまして、下のほうに機構法というのが出てくるんですが、その名称が変わりまして、独立行政法人労働者健康安全機構という機構の名称が変わりましたので、その字句の整理をしたというのがございます。

- 山委員　きのうも議案質疑で、きのうは窓口事務ですので市民サービス課にお尋ねしたんですけれども、そのときちょっと私も発言させてもらいましたけれども、国税庁のウェブサイトを見ますと、確定申告や法定調書にもマイナンバーをつけて出すということで、そういうふうにしてくださいとは書いてあるんですが、一応義務としてはそういうふうに決められているんですけれども、書かなくても受理するというのも書いてあったんですが、市の場合はどういう対応をされるんですか。書いても書かなくても関係ないですか。マイナンバーはわかっちゃっているんですか。
- 税務課長　例えば申請書を記入していただくときに、マイナンバーカードとか通知カード等を忘れて書けないよとか、覚えてきたんだけど一部しか覚えてないよという方が見えたりしますと、受理できないわけではなくて、税務課でいいますと税務課の職員が対応しまして、その方に了承を得た上で、マイナンバーのほうを調べさせていただいて記入していくということになります。
- 山委員　必ず記入しないと、本人が同意した場合はその場で調べればわかるんですけれども、いずれにしても記入しないと書類としては受理されないということですか。
- 税務課長　受理はできますけど、事務の統一をすることで、様式はございませんが、条例で書いていただくということになっていますので、基本的には書いていただく、記入するということになると思います。
- 森委員　そうなんですか。これでいくと、申告というところでいくと、納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくはと書いてあって、最後のところに個人番号または法人番号と書いてあるんで、住所・氏名を書いて必要な申告をすればいいんじゃないですか。これを読めば。
- 税務課長　森委員が言われたところの条例のところは、例えば法人で法人番号がないものとか、共有者で個人番号が付番されない場合がございますので、そういった番号のない方は住所・氏名または名称ということになってき

まして、法人番号等がもう付番された、個人番号が付番された方にとっては、条例では義務づけられているということになっています。

条例の中では必ずということはないんですけども、マイナンバー法のもとの法律のほうで義務づけられているということで、条例のほうは書けない場合の方もいるということで書いてあります。

- 森委員　　そうすると、先ほどの山さんの最初の質問にあったように、わからない人については、ここに書いてある住所・氏名を書いて、結果としては了解を得て調べて個人番号でやりますよということになるわけですか。
- 税務課長　　書いていただくことが基本だという説明をさせていただいて、その後で本人さんの御了解を得て、そういったところに接続をしまして検索すると、マイナンバーを。職員が代筆して書いていくということになります。
- 山委員　　きのうの質疑、私の本会議の質疑を聞いていただいていると思うんですけど、私はこのマイナンバー制度は反対の立場で、余りひねくれたことを言ってもいけないんですけど、基本的にこのマイナンバーが嫌だと思っている人に対しての答弁にはなっていないわけで、今は、全部、マイナンバー12桁の番号が振られて協力してもらえるとという前提で答弁されていると思うんですけども、その点ちょっと答弁漏れかなというのと、あとは先ほど国税庁のウェブサイトの記載のことで申し上げましたけれども、あくまで申請ですので義務ではないですし、義務みたいのものですけれども、義務ではないですし、罰則もないんですよ、多分、情報漏えいとか流出に対しての事業者への罰則というものはあるんですけども。だから、その点もちょっと頭の片隅に置いておいていただきたいなと思っております。
- 委員長　　その件については答弁を求める。
- 山委員　　結局、住民票の場合でもそうですけど、よその自治体に移転した場合でもマイナンバーをつけることになっていると思うんですけども、一部そういう立場の方に対しては、つけられないわけですので、本人の同意、勝手には。目的外利用になっちゃうんで。ですから、その辺も考慮に入れて窓口で対応していただかなきゃいけないと思うんですけど、いかがお考えなのかということをお尋ねしておきたいと思います。
- 税務課長　　先ほどは御了解を得て税務課の職員のほうで記入していくとい

うふうに答弁させていただきました。そして、もし御了解を得られない方にあつては、マイナンバーを記入せずに申請書というのは受理していくことになっていくと思います。

○山委員 ありがとうございます。

○委員長 あと、この議案第47号について御質問等ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そうしましたら、この議案第47号は挙手による採決ということで進めてまいりたいと思います。

それでは、挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時21分 休 憩

午前10時36分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

議案第48号 江南市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長 それでは、引き続きまして議案第48号 江南市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

す。

○総務課長 議案第48号につきまして御説明申し上げますので、議案書67ページをお願いいたします。

平成27年議案第48号 江南市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、68ページには条例案を、77ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 では、これより議案第48号の質疑を行います。

それでは、質疑はありませんでしょうか。

○伊藤委員 当然、今回の個人の情報の保護ですね、この条例ができて、先ほど幅委員も言っていたように、職員のコンプライアンス研修ということで法令遵守というのが非常に大事になってくると思うんですけれども、それとあと今回の個人情報の関係で研修等もたしか毎年やられていると思うんですけれども、その辺のこれに関しての研修というのは考えておられるのでしょうか。

○総務課長 研修におきましては、先ほどのマイナンバーを絡めまして、年度内に職員を対象にやる予定でおります。

○伊藤委員 全職員対象でしょうか。

○総務課長 今考えておりますのは、マイナンバーのほうを扱う職員で考えております。

○伊藤委員 関連する職員というと、大体どこのあたりの職員を考えておみえになるでしょうか。

○総務課長 保護評価書をつくりました健康福祉部関係とか税務課の関係のほうで予定しております。

○森委員 課の特定の職員ですと、この関係の。情報は全部、前段で決めた、43条で決めた、そういうところの関係の課の中の一部だよということなんですけれども、その人についての研修というのは特別に、今の伊藤委員との関連ですけど、きちっとやられるわけですか。

○総務課長 年度内に1回は開催する予定でおります。

○森委員　それは市民サービス課の実際に事務を扱う、市民サービス課の場合は年度末で転入・転出が多いときで本当に大変だと思うんですけども、そういう事務とセキュリティー、個人情報の保護ということについて一緒にやるんですか。

○総務課長　一緒にやっっていこうと今考えております。

○森委員　かなりしっかり何回かやってもらわないと、なかなか私たちも理解できないけど、実際に扱う職員の皆さんは本当に大変だと思うので、しっかりやっていただければいいと思います。

情報がそれこそ、その職員を通して漏れるというようなことがないようにしていかなきゃいけないので、扱いですよ。故意は何ともしようがないにしても、うっかりミスで漏れてしまうというような、年金の情報漏えいは完全にそういうことだったというふうに聞いていますけど、自衛隊なんかのあれは故意なことがあって、故意にやられるとなかなか大変ですけど、それでもどこかでストップがかからないといかんわけで、故意にやろうとしてもね。その辺のところはどうなのかということですけど。実際の業務の中で情報が漏えいしない取り組みというのは、研修の中ではどういうふうにやられていくんですか。幾つかの段階で、1つ漏れそうになっても、ここでストップが、ここも通過しちゃっても、またここで大丈夫だよという、幾つかのあれをつくっておかなきゃいけないと思うんですけど。

江南市役所の中で持っている情報と、もう一つは全国で共通して持っている、そういうところに集約されちゃっている情報ですけど、それも何かストップをかけられないんですかね。

○委員長　わかりますか、今、森委員さんの。

○総務課長　個人情報につきましては、国のほうで一括で管理するのではなく、今までどおり各市町で管理しておりますので、仮に各市町から漏れたにしても、その情報がひもづけされて日本全国に行き渡るといことにはなっておりません。

それから、あと研修につきましては、これから年度内に各課でやっていくわけなんですけど、あと職員のコンプライアンス等にもかかわってくると思いますので、秘書政策課のほうと協議して進めてまいりたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

- 森委員　　そうなの。江南市の情報は全て江南市の中で管理されて、情報提供があったときには、照会があって、一瞬のうちに提供されるということなんですか。
- 総務課長　　個人番号につきましては各市町で管理しておりまして、今度、中間サーバーというものが日本で2カ所設置されますが、そちらのほうで番号、個人番号とは別の符号が置かれます。その番号でやりとりするという形になりますので、個人番号自体をやりとりするわけではありません。
- 森委員　　そうすると、私が12の番号を持っていますと。その12桁の番号に対するもう一つの符号という番号がつくわけですか。あるわけですか。それがAかBか、どういう番号になるかわからないけど。
- 総務課長　　そうです。そのとおりです。番号とは別に符号がつけられまして、その符号で各市町、国とか、情報のやりとりをしていきます。
- 幅委員　　さっき私がちょっと質問させていただいたときは、国がサーバーを管理するというので、そうですという御回答だったんですけど、今のお話を聞くと、管理するのは市町ということは、江南市がサーバーを業者さんと提携してかサーバーを持って管理するということなんですか。
- 総務課長　　先ほどちょっとお話ししました中間サーバーというものを設けるんですが、その中間サーバーは、もともと各市町でサーバーをつくって管理してもよろしいんですけど、コスト面ですとかセキュリティー面、いろいろな面がございまして、国のほうで2カ所設置します。そちらのほうのサーバーを使って江南市の副本といいますか副データを中間サーバーに置いて情報をやりとりするわけなんですけど、その中間サーバー自体の管理につきましては国のほうで管理しております。
- 山委員　　先ほど来、議論しておりますけれども、マイナンバー法、番号法ができて、それに基づいて先ほど議案第43号の議決を行って、やっていかなきゃいけないわけですけども、自治体としてはマイナンバーの付番、通知ですとか、それに関しての窓口での交付事務というのは法定受託事務で裁量はないわけですね、実際。ですが、先ほど議案第43号で独自利用の規定などを定めましたが、それは自治事務に当たるわけですので、今後、事務を行う

に当たっては、それぞれ市民の自己情報コントロール権ですとかプライバシーをしっかりと保障していかなければならないなというふうに思っておりますが、これに関連して任意代理人についてお尋ねしたいと思うんですけれども、これまでは自己情報の開示請求や訂正の請求、利用停止請求にかかわっては、本人か法定代理人にその権利が認められていたんですが、今回のマイナンバー法では、新たに任意代理人による請求を認めているので、これを今回の個人情報保護条例の中にも書き込まなきゃいけないと思っておりますが、これは書き込んであると思うんですね。恐らくこれが、ちょっと細かい話なんですけど、第15条ですとか、そういうところに書いてあると思うんですけれども、法律の要請として新たに任意代理人を認めるということになるんですが、書き込まなきゃいけないんでしょうけれども、例えば最近問題になっておりますような認知症ですとか、高齢者、障害者の方などへの対応というのが懸念されると思うんですけれども、この任意代理人の範囲というのが明確化されてないと思うんですけれども、この点についての江南市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 山委員、任意代理人というのは、法定代理人とは。

○山委員 任意代理人というのはありますので。

第15条第2項ですかね、84ページから85ページにかかるところで、法定代理人はいいんですけれども、括弧して「未成年もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人」ということで、いわゆる任意代理人と言われるものなんですけれども、この代理権をどう確認するかということが難しい、ポイントだと思うんですけど、この点、どういう対応をされていくのかということをお尋ねいたします。

○総務課長 まず、代理人の方については、委任状を持ってみえた方ということになるかと思っております。それで、こちらの本人の委任による代理人というのが条例のほうで組み込まれました一つの理由としましては、開示しやすいように、その方の権利を広げていくという考えで、本人の委任による代理人というものを入れています。

○山委員 当然、これは障害をお持ちの方、さまざまな困難を抱えている方でも基本的な人権として認められなければいけないということで、新たにこ

ういう任意代理人という規定を設けたわけだと思っんですけど、それは理解するんですけども、危険な一面があるわけですので、細かい規則をつくるかどうかはわかりませんが、自治体として正当な代理権なのかをチェックする仕組みをつくることは、結構難しいと思っんですけども、必要なことだと思いますので、実際、この開示請求とかがどの程度されるかわかりませんが、こういう問題もまたいずれ出てくるおそれがありますので、丁寧に慎重に対応してください。

あと、いろいろ難しい問題があるんですけども、なかなか全部理解するのは難しいんですけども、きのう、掛布議員が議案質疑されるのを聞いておまして、警察とか公安の機関にも、この情報というのは提供され、今もされていると思いますし、今後もされていくと思っんですけども、この条例の保護の対象外になると思っんですけど、この点については何か対応するのかどうか。どうしようもない。

○総務課長　その辺の情報につきましては、まだ県・国からも情報が入っていませんので、ちょっとわかりかねます。申しわけありません。

○山委員　別の聞き方をしますと、現在、警察や公安と言われるようなところに情報の提供、そういった機関から情報の照会があつて、市から情報が提供されているんですか。その辺が全くわからないんですよ。

○総務課長　実際に提供されているかどうかまでははっきりわかりませんが、法令の規定に基づいて情報が流れているかもしれないというところまでしか。

○山委員　ちょっと待ってくださいよ。法令の規定に基づいて照会を受けて提供しているということであれば、わかってないといけないんじゃないですか。それは総務課の守備範囲じゃないということですか。市民サービス課だったらわかるんですか、例えば。あるいは税務課とか。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時56分　休　憩

午前10時59分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほどの山委員さんからの質問に対しての当局の御答弁を求めます。

○総務課長 警察、公安等からの問い合わせにつきましては、警察、公安のほうの法令等もごございますので、もしそういった問い合わせがありましたら、江南市におきましても弁護士等に相談いたしまして情報を流していくかどうかを判断していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山委員 いろいろ法令を検討したり、あるいは顧問弁護士と法的な側面について検討したりして提供するかどうか判断されるということですがけれども、仮にされた場合、この改正案の中にも苦情処理とか、利用の停止の手續とか、いろいろ定められていると思うんですけど、後半のほうに、苦情を申し立てができるような仕組みはあるんですけども、警察や公安への提供はその限りではないというようなただし書きというのはついてなかったのでしょうか、これは。ついてたかついてないか、ちょっと。

要するに警察などへの提供は除外するというような規定があったのかないのか。かなり条文が複雑ですので、その点、確認したい。

○総務課長 警察等については書かれておりません。

○山委員 書かれていないということは、停止などを申し入れた場合は、やってくれるということですか。除外規定がないんですよね除外規定があるんですか。

○委員長 今すぐわかりますか。ちょっと時間がかかりますか。

暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時04分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの山委員さんの答弁に対する当局の答弁を求めます。

○総務課長 今の山委員さんの御質問ですが、条例のほうの第7条、第8条のほうに、例えば収集の制限、第8条のほうには利用の制限とありますが、そちらのほうに、違反をしてないということでありましたら停止の請求はできないということになります。違反しておれば停止できるということですね。

○山委員 正直、わかるような、わからないような答弁で、私の聞き方もよくないのかもしれないんですけど、細かいところは完全に理解し切れてないんでいけないんですけど。結局のところ、警察とか公安関係、そちらとの関

係というのは、なかなかわからない、自分で自己情報コントロール権がきかない部分があると、結論としては。ということになっちゃうんですけどね、答弁を聞いていますと。その上の国の法律のほうが上位法ですから、その辺との関係はよくわからないというのが正直なところで、いろんな情報がやりとりされますから、番号にひもづけられて、いろんな情報が丸見えになるというのは非常に怖いというふうに今思いました。これ以上は聞きませんけれども。

あと1点だけ。今、江南市では指定管理者制度を使うなどして、いろんなところに民間委託しておりますわね。そういう特定個人情報にかかわるような業務を一次委託することは仕方ないかなと思うんですけども、それ以降、再委託とか、再々委託とか、その辺のことはどう考えていますか。

○総務課主幹　先ほどの議案第43号で規定された事務以外で特定個人情報や個人番号を使うことはありませんので、特に指定管理者で使うということは想定の方はしておりません。

○森委員　本会議でもあったんですけど、個人情報を守る、開示請求などに対する審議会というのはあるわけですけど、それに一つ、今回こういうことになって、それに関係するような専門家というか、そういう方が新たに入ってくるのかどうかということが一つあるのと、それこそ個人情報保護委員会のようなものが、大きなレベルではつくられるようですけど、江南市なんかではそういう対応というのはない。

○総務課長　今現在でも個人情報審議会というものがございまして、個人情報については、そちらのほうの審議会ですらいろいろお諮りいただいております。

○森委員　そうすると、今どういうメンバーかということをお教えいただきたいのと、逆に今回のマイナンバー制に基づいて、いろいろなまた問題が起きてくる。そのときに専門家というか、より詳しい方が入ってくる必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょう。

○総務課長　今、審議委員会の委員さんは5人お見えになります。その方たちは、弁護士さん、司法書士、元県の職員、厚生病院の事務局の方、それから大学の先生の5人をお願いしております。

○森委員　これは、どういうときに開かれるんですか。

○総務課長 重大な案件とか、あと目的外利用が起きた場合に、委員会のほうの意見をお聞きしまして個人情報を提供するかということをご諮っております。

○森委員 そうすると、要するに定期に開かれるというよりは、問題が起きたときをお願いをするという形ですよね。今言われた弁護士さんだとか、大学の教授だとか、こういう人たちの中で、そういうものに詳しい方が見えればいいわけですけど、その辺のところも今後、弁護士さんといってもいろいろな分野の方が見えるわけですので、その点は今後、そのことを踏まえて人選というのは考えていかれるかどうかということですけど。

○総務部長 今でも実はこういう情報開示、その他もろもろ、今おっしゃるように、私どもの顧問弁護士の得意分野、そうでない分野があります。このときも顧問弁護士は、弁護士会の中の連絡網を使って、江南市の顧問弁護士でもある方をお願いしておるものですから、いろんな情報で今整理をさせていただいております。今までも顧問弁護士からは、ちょっとこの問題は少し得意じゃないよということも正直に言っていただいて、じゃあどうしようという議論をしたこともありますし、ですからその辺は、まずその方を据えながらも、慎重に私たちはしっかりとした答えが出るように対応してまいりますので、お願いしたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

あと、そのほか御意見なければ。

○山委員 もう一度だけ済みません。先ほどの質問の続きですけれども、ちょっと別の聞き方をしますと、以前、ベネッセコーポレーションで情報が漏れて問題になりましたね。あのときも、ベネッセの親会社というか本社から直接漏れたんじゃないかと、多分、委託先とか、そのまた再委託先とかから漏れて非常に大きな問題になったんですけど、もちろん発注するところですね、一番上が最終的な責任を負わなきゃいけないというのは言うまでもないんですが、特定個人情報というのは、ほかの個人情報よりも厳格な取り扱いが必要でありますし、番号法でも多分そういうようなことが書いてあったと思うんですけども、そのほかの個人情報では認めていない再委託を特定個人情報では認めるのは矛盾していると思うんですけども、法律的に。質問とし

てお聞きしたいのは、江南市としては特定個人情報を扱うような事務については、委託も再委託もしないということによろしいんですか。

○総務課長 システム改修等で委託することもあり得るかと思われま

○委員長 山委員さん、今の御答弁でいいですか、内容で。

○山委員 非常に内容が難しいですので、これからマイナンバーが始まるわけですので、ここで全て解決できる内容でもないと思っていますので、今後私も勉強させていただきますので、この程度にさせていただきます。

○委員長 それでは、意見も尽きたような、質疑もないような気がいたしますので、この議案第48号の件につきましては終結したいと思います、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 暫時休憩いたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

挙手による採決ということで進めてまいります。

議案第48号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

第2条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 それでは、続きまして議案第54号について進めてまいりたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、第2条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

本議案の審査は、総務部行政経営課の1部1課のみでございます。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○行政経営課長 平成27年度江南市一般会計補正予算（第2号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の130ページ、131ページをお願いします。

最上段の8款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次にその下、9款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

下段の17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

はねていただきまして、132ページ、133ページをお願いいたします。

上段の18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

最下段の20款1項市債、7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして歳出でございます。

134ページ、135ページをお願いします。

最上段、2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費、補正予算額は5億2,578万5,000円で江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成27年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

4ページ、5ページをお願いします。

一般財源調でございますが、最上段、8款地方特例交付金でございます。

9款地方交付税は普通交付税でございます。1つその下になりますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。18款繰越金は前年度繰越金でございます。最下段の20款市債は臨時財政対策債でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、今、御当局より御説明がございました。

それでは、この議案につきまして質疑はございませんでしょうか、各委員さん。

○森委員 繰入金ですけれども、要するに当初で4億6,000万円組んだけれども、今回、減額ですよということです。その一つ理由を示していただきたいのと、そのことによって財政調整基金は、一方で予算で5億円ですかね、10億円の2分の1なので、積み立てが行われます。合わせると今年度幾らになっていくんでしょう。

○行政経営課長 まず最初に今年度、財政調整基金の積立金の関係の話をさせていただきますと、平成26年が20億7,000万円の基金残高がございます。当初の取り崩しがございますので、今回の4億4,000万円で、それを補わせていただくということで、繰り越しの積立金は5億円ございますので、約25億円の現在のところ積み立てがあるというふうにお考えいただければ結構でございます。

今回、4億4,000万円の基金繰入金をしたという理由でございますけれども、今後、体育館ですとかごみ処理の臨時的な大きいプロジェクトの支出が近々に予想されますので、それに対応するために基金のほうを積み増しというか戻すという考えでやらせていただいております。

○森委員 その財源、減額した財源というのは、逆に言うと交付税と繰越金の残りをこれに回したということですか。

○行政経営課長 今回の、はい。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑等あれば、ございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 じゃあ、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第57号 平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○議事課長 議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の96ページ、97ページの上段から、100ページ、101ページの中段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑がないということで進めてまいりたいと思います。

質疑もないようでございますので、この議会事務局の議事課については終了いたします。

続きまして、危機管理室防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○防災安全課長 それでは、ただいまから危機管理室防災安全課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入につきまして御説明させていただきますので、決算書の62ページ、63ページをお願ひいたします。

12款1項1目1節総務管理使用料、備考欄の防災安全課分で防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページをお願ひいたします。下段になりますが、13款4項1目1節総務管理費交付金、備考欄の防災安全課分、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願ひいたします。中段やや上になりますが、14款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課分、市町村振興事業費補助金と緊急市町村地震防災対策事業費補助金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページをお願ひいたします。中段やや上になりますが、15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄の防災安全課分、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続きましてその下、15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄の防災安全課分、江南市交通安全事業基金利子でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願ひいたします。中段になります。17款2項1目1節基金繰入金、備考欄の防災安全課分、江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。中段や上になります。19款5項2目11節雑入、備考欄の防災安全課分、放置自転車等売却代から東日本大震災被災地職員派遣助成交付金まででございます。

以上が歳入でございます。

次に歳出について説明をさせていただきますので、大きくはねていただきまして、130ページ、131ページをお願いいたします。

上段になります。2款1項5目防災安全費、備考欄の人件費等から、さらに大きくはねていただきまして、140ページ、141ページの中段、備考欄の駐車場施設管理事業まででございます。

次に、さらに大きくはねていただきまして、228ページ、229ページをお願いいたします。中段になります。3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業と、その下、3款4項3目被災地支援費、備考欄の被災地支援事業でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　131ページの中段からちょっと下になるんですけれども、自主防災組織資機材等助成金とあるんですけれども、この辺のところは市内何区に対して助成されたものなのかお聞きしたいんですけど。何区ある中で何区に対してということ。

○防災安全課長　市内68自主防災会に対しまして54自主防災会にお支払いをしております。

○伊藤委員　残りの自主防災会からは申請がなかったということでもいいでしょうか。

○防災安全課長　そのとおりでございます。

○伊藤委員　一番下なんですけれども、備品購入費の中の防災用自動車とあるんですけれども、これはどういった自動車なのか、どういった目的の車なのかをちょっとお知らせください。

○防災安全課長　私もちょっと途中から引き継いだお仕事でございますけれども、消防本部のほうが当時、防災車というんでしょうか、消防署のほうの

赤い車というんでしょうかね、前、どうやって使ってみえたか承知はしておりませんけれども、そちらのほうが……。

失礼いたしました。訂正いたします。新しい今の防災センターの下にございます基本的には土のうを運ぶトラックでございます。平時は防災訓練の準備等にも使わせていただいております。

○伊藤委員 結構大きなトラックで、消防にあるような運搬車ということで理解したらよろしいでしょうか。

○防災安全課長 そのとおりでございます。トラックでございます。

○伊藤委員 133ページの一番下段の委託料というか防災行政無線維持管理事業の中の委託料が115万9,920円ということで、この委託料なんですけれども、基本的には固定局と移動局、両方あるということで、大体、固定が何基で移動は何基ということでわかるでしょうか。

○防災安全課長 移動局、いわゆるトランシーバー型のものが104局、同報系防災行政無線、5時に夜鳴っておるものですが、そちらが66カ所でございます。

○森委員 防災行政無線の同報無線の音が依然として聞きづらいというのが一つ。

それから、防災ラジオがせつかく、うちも取りつけてあるし、購入していただいた方もあるんですけど、聞き取りにくいのと、全く時間に関係なくガーッと音が入って、何事かと思うと、そのまま雑音だけでほとんど終わってしまうと。だから、変な話、切っておこうかといって、しばらく切っていたことがあるんだけど、切ってしまっただけでは役に立たないわけで、何とかならないですかね。

○防災安全課長 防災ラジオは、ほかの防災無線とは違まして、ほかの防災無線はデジタルですので、その周波数帯で間違っただけで同報が鳴るときと同時に鳴るなんてことはもちろんございませんけれども、防災ラジオにつきましても周波数がアナログ波ですので、普通の東海ラジオであったりとかCBCラジオのチューニングを合わせるときの雑音ですね、近いときに、周波数が合ってくるときの雑音が入ってくる、いわゆる近い周波数帯をほかの方が使われたりとか、何かの拍子で拾ってしまっているために、すいとぴあ江南

自体の機械からは、すいとぴあ江南から鳴らすように指示をするんですけども、システム上は、すいとぴあ江南の機械でももちろん鳴らせということは一切言ってないんですが、そこまではデジタルでございますので、その近くの周波数帯で近いものを使って、強い電波で近くの方がそういったものを使っている場合に雑音が入るという症状でございますので、なかなかこれを改善するためには、相手のほうが強い電波だもんですから困難ではないのかなと。ラジオは1ワットとってすごく弱い、要は飛び過ぎてはいかんもんですから、扶桑町や一宮市にすいとぴあ江南から出した電波が飛んでまっぴはいかんもんですから、総務省さんの出している許可をいただいている電波は弱いものです。なので飛び過ぎては当然いかんということで、岩倉へ行ったりとか、御迷惑がかかってしまうもんですから、江南市の情報を飛ばせということで限られておりますので。

あと、ラジオにつきましては、これは以前にもお話ししたかもしれないんですけども、当時買った値段で1万円ちょっと、今、消費税が当時よりも上がりましたもんですから、もう少しするのかなと思いますけれども、購入単位が500台ということでございますので、今、もう一回最低ロットで買い直そうとしますと、600万円程度の費用が必要となりますことから、現状ではメール配信システムのほうの運用をさらに啓発して、ラジオを補完する形で運用していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○森委員　　実際、役に立たなきゃいけないもんだから、何とかその対策をね。前から、いろんなところからそういう意見が出ているわけなんですけど、なかなか進歩がなくて、皆さんからも、せっかく買ったけど使えない、使えないというのはうるさいので切ってしまうというのと、団地だと入らないあれもあるんですよ、ラジオが。うちはたまたま入るんだけど、ラジオが棟と棟との間でうまく電波が入ってこないのかもしれないけど、入らないんですね。だから、せっかく整備しても、それが役に立たないというのは、まさに災害時に何ともならないので、その辺を何とか、そういう業者さんとの関係なんかでもできないのかしらと思うんですけど。

○防災安全課長　　ラジオは、先ほど説明しましたとおり、1業者で1種しかございませんもんですから、ラジオ以外の方法であつたりとか、その他の伝

達方法、災害時の多重化というのが、消防庁、総務省を初め声を上げて進めている形ですので、ラジオは正直今の形では限界があるのかなというふうに思っておりますもんですから、ラジオ以外の方法、先ほどの聞き取りにくいといった話も含めまして、多面的に検証していく必要があるのかなというふうに思っております。

○稲山委員　その防災ラジオですけど、我々は貸与で借りておると思いますが、その貸与の管理というのはどういうふうに管理されておるかということと、あともう1点、防災ラジオ自体は、充電器というかバッテリーで鳴っておるはずなんですけど、いつもはコードを差してありますけど、あれの耐用年数というのはどのぐらいになって、500台の、多分一緒に買っておられますので、一斉に今の充電器というのかバッテリーというのかちょっとわかりませんが取りかえ時期が来ると思うんですけれど、その辺についてはどうですかね。

○防災安全課長　最初に管理の仕方でございますけれども、例えば議員さんで申し上げますと、通常の備品台帳と一緒に管理でございます。何番にどなたの議員さんにお渡ししているというふうで管理をしております。

2点目でございますけれども、バッテリーについては確かに非常に難しい問題がございます、電池を入れっ放しにして、例えば今の100ボルトのものを入れていきますと、電池がどれぐらい減ったかというのがわからなくなってしまって、もし災害時に停電してしまったときを考えると、その電池でどれぐらいもつのかというのは非常に不安なものになってくると思います。ただ、電池以外に、今のところツーウエーでございますから、そのラジオを使えるというんでしょうか運用するための方法はありませんので、日ごろから単三電池の備蓄に努めていただきますようお願いいたします。

○稲山委員　議員についてはわかりましたけれど、区長さんなんかは貸与されておると思うんですけれど、その辺の引き継ぎだとかそういったことというのは、きちっと聞いてないのでわかりませんが、その辺の引き継ぎなんかは防災安全課としてきちっとされておるのかということをお聞きしたいと思います。

○防災安全課長　毎年、全ての区の自主防災会長会議を回らせていただいた

ときに、必ず新しい自主防災会長さんに問いかけをしまして、引き継ぎのことについて確認をしております。ですので、自主防災会の台数はもちろん議員さん方と同じように管理をしておりますし、引き継ぎをしていただいているものというふうに理解しております。

○森委員 議員も、そうするとやめると返すということ。

家具転倒防止の補助事業で6万2,700円なんですね。せつかくの制度なんですけど、一定の期間を設けてあったと思うんですが、この内容と、いつまでやるかということと、教えてください。

○防災安全課長 現在の要綱上でございますけれども、要綱上につきましては来年の3月までということで3年間。ただし、愛知県のほうのアクションプランでしたかね、そういったところの中では家具転倒防止を特に強化していくように、啓発していくようにというのは県のほうの方針というのか、そういったものがございますので、今後どのようにしていくか、できるだけ前向きに、予算が変わってきますもんですから検討する必要はあるものと思っていますけれども、継続できればいいのかなというふうな形で前向きに現在は検討しております。

○森委員 件数。

○防災安全課長 件数は19件でございます。

○森委員 必要なのに19件ということなんで、これは使い勝手が悪いのか、PR不足なのか、5,000円でしたよね。だから、逆に言うと、そのぐらいだと自分で用意してくれれば、別にこの補助を使わないで用意してくれればいいんですけど、誘導という意味があるんで、やっぱりPRだと思うんですけど、実際に防災訓練のときなんか出向いて行って、こういうふうに家具の転倒防止をやると有効ですよとかいうような形で、より積極的にPRをしていただきたいと思うし、今言われたように、それを踏まえて継続していただくといいかなと思います。今、どんなふうな取り組みをしてみえますか。

○防災安全課長 不定期ではございますけれども、当然広報での啓発と、ホームページの掲載と、あとは市内の保育園に啓発チラシというんでしょうか啓発ポスター、あとホームセンターにもちょっとしたPR看板というんでしょうか、そういったコーナーに張らせていただいておりますというのが現状でござ

ざいます。広報につきましては、当然引き続き、不定期ではございますけれども、啓発を図ってまいろうというふうに考えております。

○森委員　高齢者のお宅で家具転倒ということで、あれは社協か、高齢者のほうは、支援、お金を出さないけど行ってやりますよという、そこと一緒にやるというのが効果的だと思うんだけど、だから老人クラブだとか、敬老会の際に交通安全は随分力を入れてやっておられましたけど、そういうところで、それなりに自分でやれるという人はやっていると思うんだわね。だけど、そういう家にいるあれが多い高齢者なんかは、もっと気軽に応援も含めてやれるよというPRをしてもらおうといいかなあと思うんですけど、どうでしょうか。

○防災安全課長　その制度があることは承知しております。今後、所管課であります高齢者生きがい課と、こういった形がいいのか検討させていただきたいと思っております。

○森委員　ぜひタイアップしてもらって、お願いします。

○委員長　質疑の途中でございますが、昼になりましたので、暫時休憩します。よろしくお願ひしたいと思ひます。

午前11時51分　休　憩

午後1時08分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑を続行します。

先ほど危機管理室防災安全課についてでございました。質問、各委員さん、ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○山委員　私からは、防災センターの管理運営ということで何点かお尋ねしたいと思ひます。

まず1点目は、成果報告書のほうからお尋ねしたいんですけど、73ページですが、時々、市役所のフェイスブックですとか、いろんなホームページを拝見しておりますと、防災センターの会議室を使って何か会議したとか、いろんな取り組みされたというのを把握しているんですけども、これは防災に限ったことで使っているだけではないと思うんですけども、それがどうなっているのかということと、庁内の会議だったら公務だから、どんな目的

でもよろしいかと思うんですけれども、市民団体だとか、そういう方々の利用状況や実態というのはどうなっているのかということをもまずお尋ねします。

○防災安全課長　　どういったほかの団体、当然、職員の打ち合わせ等には使っておりますし、災害対策本部もごさいますけれども、原則的に市の施設予約システムというんでしょうか、庁内のグループ予約システムの中で、それぞれの所管する課が担当しております例えば外部団体が入っておったとしても、その課が認めたといったらおかしいんですけど、その課が入って、事務局であったりとか、主体的な、間接的なのか、いろんな形はあると思うんですけれども、そういった会議につきましては使っていたいているような状況でございます。

○山委員　　もちろん、庁内で内部で会議するんだったら完全な公務ですからいいですし、そういう形で、今おっしゃったように、どこかの課から申し込みがあって使うということだったら、何らかの行政に関係あることで使っているからよろしいかと思うんですけど、ここは貸し館ではないと思うんで、そうすると市民の方から、ちょっと会議で使わせてくれとか打ち合わせで使わせてくれというようなことはないわけですか、基本的に。

○防災安全課長　　先ほど答弁しましたとおり、所管課を通じての借り上げというんでしょうか、貸し付けというんでしょうか、そういった形にとどまっております。

○山委員　　承知しました。

それで、そのこととも関連はしますが、決算書の135ページの中で、管理運営事業で委託料というのがあるんですが、管理委託料というのは、清掃だとか、そういうことだと思うんですけれども、あと宿日直の業務委託料というのもあるんですけれども、施設としては市役所の本庁舎と、一応渡り廊下でつながっていて、別の建物ということになっているんですけれども、こういう契約の仕方をするんですか。本庁舎と一体で庁舎管理を頼めば、もっと安いような感じもしますし、別々に委託しているんですか。

あと、ちょっとよくわからないのが、宿日直の業務といっても、防災センターに誰か人が寝泊まりしてやっているわけじゃないんですけど、この辺がよくわからないんですが。

○防災安全課長　　今おっしゃるとおりでございますけれども、まず契約は総務課で一括、市の庁舎の中の一部として、防災センターの床面積と本庁舎の合算したものの案分で防災センター分をお支払いしておるということでございます。清掃等ですね。

あと宿日直に関しましては、当然管理上、防災センターは閉まってしまうもんですから、市役所の北玄関というんでしょうか、市役所の宿直を兼ねた方の部分についても、一部お支払いしておるという形でございます。

○山委員　　基本的には開庁時間というか、平日の業務時間外で出入りが許されるのは勝手口ですよ、北側。それ以外はどなたも出入りする余地はないし、してはいかんとお思いますけれども、この防災センターができることによって宿日直の委託料というのは結果的に増加しているということですか。

○防災安全課長　　面積分というわけではございませんけれども、結果として増加しております。

○山委員　　夜の見回りですとか、少々そういうことはあるかと思うんですけども、一応一括で総務課で契約してやっているわけですね。宿日直だったらシルバー人材センターですかね。防災センターができることによって、こんなにも委託料がふえるのかなという気がしたんですがね。もちろん、守備範囲というか、管理しなきゃいけない面積が広がるので、ふやしてあげなきゃいけない部分はあるんでしょうけど、そう大してやることないと思うんですけど。

○防災安全課長　　単純に面積案分ではなくて、実際の業務に合わせた形というんでしょうか、再度、防災センターの部分としてお幾らですという形で、面積案分ですと単純に16.7%ということなんですが、例えばセコムであったりとか、そういった保安全管理等につきましては、再度防災として必要なものについて数字を上げていただいておりますという状況でございます。

○山委員　　この宿日直の委託料の中にセコムも入っているんですか。

○防災安全課長　　セコムは、ごめんなさい、入っておりません。宿日直は宿日直としてあるんですけど、例えばということで一つの業務として申し上げましたけれども、宿日直につきましても……。

業務プラス面積案分として、再度計算をしておるということでございます。

○山委員 何かよくわからないんですけど、余り細かいところまでやっていると切りがないんですけど。94万円ですよ。そうしますと、月に8万円近くですよ。土・日が8日間ないし10日間ぐらいありますわね。そうすると、一晩、1日で七、八千円ですかね。10日間休みがあったとしたら、8万円だとしても8,000円か8,000円弱ぐらいになると思うんですけどね、一晩、1日当たり。そんなにかかるのかなという気はするんですが。

この庁舎管理は、主に総務課でやっておられると思いますので、やっているんですよ。また後ほど総務課の審査をするときに、その点も含めて確認させていただきます。

じゃあ、ちょっと別の点で。

○委員長 御答弁すぐできますか。

暫時休憩します。

午後1時18分 休 憩

午後1時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

山委員の質問に対しての当局の答弁を求めます。

○防災安全課長 契約のほうは総務課で一括ということをお願いをしております。その契約に対して、先ほど来申しております16.7%ということで、防災安全課の面積案分で掛け合わせた数字で、その費用を防災安全課が負担しておるといってございまして。

○委員長 何か納得できないものがあればあれですけども、後ほど聞いていただいて。

○山委員 ここでとまってしまったら進まないんで、成果報告書の74ページ、75ページのあたりですけど、市民要望にかかわることですけど、きのうも消防のほうで施設の点検で、その後どうなっているかというような報告がないというような御指摘があったんですけど、ここも設置数、例えば75ページのそれぞれの施設の設置実績はあるんですけども、それに対して市民要望、区か町総代からの要望はどれだけあったかというのは書いてないので、そういうことも書いていただけると、どれだけ市民の希望に応えられたかというのはわかるからいいかなと思ったんですけどね。

といいますのは、75ページの今後の方向性の課題ということで設置要望が多いというふうに書いてありましたもので、当然全部の要望に対応するというのは難しいかもしれませんが、どの程度応えられているのか、あるいは応えられていないのかというのはちょっとわかりませんもので、それはここで聞きしたり、議案質疑でお尋ねすればわかることなんですけど、その辺も書いていただきたいなと思いました。以上です。

○委員長 答弁はいいですね。

○山委員 あれば、答弁。一応お尋ねしておきます。

○委員長 今すぐ出るか、それとも出んければ後ほどでもいいですよ。

○山委員 それは後ほどでもいいんですけど、結果だけですから。

○委員長 今、山委員さんのそのあたりの件数を含めて、後ほど報告のほうをよろしく願いいたします。

○山委員 今、答弁をお願いしたいのは、今後そういう要望が具体的にどれだけどういうところから上がってきたとか、スペースも限られていますけど、そういうことも書いていただきたいんですけど、その辺はよろしいですか、今後。

○委員長 整理しますと、報告書の記載事項をしてほしいということやね。

○山委員 今後、改めていただきたいという。

○防災安全課長 今おっしゃられたように、スペースがありますものですから、今見ますと総数程度は書けるのかなと思いますので、さらにこういった機会でお話しする機会を総数を書くことによってできるのかなと思いますので、総数についてはまず書けるように検討していきたいと思っております。

○山委員 お願いします。

あと、具体的に要望が平成26年度にどれだけあったのかというのをまた、後でも結構ですので。

○伊藤委員 交通関係で3点ほど質疑があるんですけども、順番にお尋ねしたいんですけども、137ページの中段あたりの交通安全事業の中の交通安全指導事業とございまして、その中の報酬の中で教育指導員と指導員の2つありまして、これがどういった形で分けられているのか、また何人でやられているのか、どういった基準でこの指導員を選ばれているのかということ

について最初にお尋ねしたいんですけど。結構、決算額がありますので。

○防災安全課長 この指導員さんの内訳でございますけれども、本会議でもありましたが、警察のOBさんで、市役所に詰めていただいている、交通安全教室とかやっていたらいる現場を見ていただいている方がお2人、あといわゆる昔から緑のおばさんと言われております交差点等で学校周辺で立っていただいている女性の方が10名、合計12名でございます。

○伊藤委員 指導員というのがOB。

○防災安全課長 教育指導員が2名。

○伊藤委員 指導員が緑のおばさんですね。そういうことですね。

次に、139ページのまたちょっと放置自転車対策事業があるんですけども、これも同じような質問になるんですけども、その辺のところもちょっとお聞かせ願いたいなと思ひまして。

○防災安全課長 こちらはお2人、やはり警察のOBの方にやっていたらいておまして、禁止区域での自転車の回収並びに江森の保管所の管理ということでお願いしております。

○伊藤委員 これはずっと1年間ということでもいいでしょうか。

○防災安全課長 そのとおりでございます。

○伊藤委員 かしこまりました。最後の質問になるんですけども、141ページの最後の駐車場の施設管理事業の中で、これもちょっと私がおぼつかないんでお尋ねするんですけども、駐車場の今の管理しなければならない施設というか、駐車場が何カ所あるのかということと、委託料の自転車等整理委託料があるんですけど、100万円ぐらい、これはこういった形の委託料なんですか。

○防災安全課長 まず、シルバーの整理していただいている方の自転車の整理の人につきましては……。

シルバーの方にやっていたらいておまして。人数は後ほど調べさせていただきます。

また、駐輪場につきましては、借りておるところが5カ所、全体で8カ所でございます。8カ所のうち、借りておるところが5カ所。

○伊藤委員 シルバーがやられているのは何カ所でしょうか。

- 防災安全課長　先ほど申し上げました8カ所を随時やっていただいております。特に決めてはやっていただけていない。日数でございますけれども、清掃が延べ48日、整理のほうが220日ということで、延べ人数しか出せません。申しわけございません。お願いいたします。
- 委員長　あと、今、シルバーについての業務委託。
- 防災安全課長　シルバーについての掃除場所を訂正させていただきます。申しわけございません。江南駅が北を含めまして4カ所。布袋駅が布袋駅東一時駐車場等ということで1カ所でございます。残りのところは整理と清掃と。混み合っているところは、整理と清掃の両方やっていただいているということでございます。
- 伊藤委員　あと人数は後日ということですね。わかりました。
- 森委員　きのう本会議で質疑があった防災システムというのは、成果報告書で72ページで、181万円というのは何か1カ月分ですという……。失礼、16万8,000円ですね。それなんですけど、このシステムそのものがよくわからないんですけど、ここの表にあるのは、土のうが20個届けるということですか。管理されている場所が、ここに20個あるよという意味。どういうものか。
- 防災安全課長　一例で申し上げますと、この表を使って。この土のうというのを20個要請があったときに、これは市役所の絵なんですけれども、20個を運んでくださいよという指示書のイメージですね。電話で要請があったときに、こちらでメモを残しまして、それを調べた上でどこかというのを、いわゆる土のうを運んでいただくほかの職員に防災安全課の職員が手渡すための書類ですので、その一例の中の一つの書類ということでございます。この情報の中には、住所であったりとか、当然個人情報ですね、名前であったりとか、土のうの個数とか、相手方の要請が書いてある、そういったイメージでございます。
- 森委員　それで、実際にはこの統合型地理情報システム（GIS）の情報を基礎に、江南市の災害特性を反映した防災システムの導入に向けて関係各課の打ち合わせを行ったということなんですけど、実際にこれが完成すると、ことしの3月から始めたということなんですけど、実際にはこれで災害要請があったり何かしたときに、どう対応されるわけですか。迅速に対応できる

よくなるということなんでしょう。

- 防災安全課長　これも一例で申し上げますけれども、今までは電話をとる職員が、住宅地図を見ながらであったりとか、電話を片手に地図を見ながら、位置を確認しながら、探しながら、わかったところでマーキングなり附せんを張って、コピーをして、メモ書きを残して、対応する職員にお渡ししておったと、行ってくださいという形でやっております、当然うちのほうにも控えをとるという形で、土のうをどこに配りましたという感じで、それをホワイトボードに張りつけていく感じであったものが、今度からは電算処理ができますもんですから、これも仮ではございますけれども、そういった要請があったときには、メモ書きを残しておいた上で、このGISシステムに載せていくことによって、基本的に住宅地図を見る必要がなくなって、直接その位置を把握することができますもんですから、すぐにその状態で印刷に持っていきますし、記録も残せませんし、複数枚プリンターで印刷することができるもんですから、そういったところで迅速な対応ができるようになるものと考えております。
- 森委員　そうすると、行く人については、その紙を持って、20個なら20個載せる、あるいはどこかで氾濫しているよということになると、その対応で行くわけですね。例えば行く人が、スマホなり何なりを見ながら検索しながら行くというのとは違うわけね。
- 防災安全課長　そのとおりでございます。
- 森委員　そうすると、それが多少おくれて3月からですけど、今もそれで機能しているということですか。幸せなことに、ここのところそういう緊急な事態が起きてないもんだからありがたいんですけど、それこそこの間の台風が来て、この前の東海豪雨のような被害が出たようなときには、これが機能するということですね。
- 防災安全課長　おっしゃるとおり、今もう既に土のうの要請があれば随時入れておりますし、そういった非常時、あつてはならないときでも、これを使えば今まで以上に迅速な対応はできるのかなあというふうには考えております。
- 福田委員　先ほど伊藤委員のほうからも質問がありましたけれども、成果

報告書の75ページで、道路反射鏡設置が59基となっておりますけれども、区からの要望が多いということで、この59基というのは要望に対して何割ぐらいが設置できているかということと、それから道路反射鏡の耐用年数、59基というのは、新しく設置する場所が、今までにもう設置してあったけど、老朽化して、それが崩れてしまったり破損したから、そこへもう一度立てるかということと、もう一つ、今、反射鏡があるところで、場合によっては、今までは反射鏡が必要だったんだけど、そこに建っている建物とか交通の妨げになるようなものが、反射鏡がなくてもよくなった場合もあるわけですが、そうした場合に従来ある反射鏡は他の場所へ設置することが可能かどうか。

もう一つ、長年使用していきますと、カーブミラーの鏡ですね、あれが機能しないようになってくるんだけど、そのままの設置の状態で鏡だけかえることができるかということをお尋ねしたい。

○防災安全課長　今、3つあったとっております。要望総数、あと実際にやった数と要望の数がどれぐらい差があるのかみたいなところと、あと取りかえられるのかということと、どういった状況でもできるのかというようなところかなあというふうに、耐用年数、どれぐらいもつのかなあというところがございますけど、まず総数は後ほど、今、持ち合わせておりませんものですから、要望総数ということで。要望した数、これは一般質問の中でも一部答弁をさせていただいておりますけれども、いわゆる現場を判断して、例えば交差点であったりとか、つけられるかつけられないかというところがそもそもございまして、交差点につけられる場所がなければつけられないものですから、そういったところの中で実際に要望があった数というのも、ある程度精査されるというんでしょうか、全然ぎりぎりまで建物であったりとか駐車場で使ってみえれば、御要望があっても立てられないようなところもございまして、後で調査してまいりますけれども、あくまでも立てられるところでの要望数というんでしょうか、そういったところを調べさせていただこうと思っております。

2点目につきましては、基本的に共架とって電柱だったりとか電話柱についてあるものであったりとか、自立のものもございまして、両方と

もリサイクルではないですけれども、つけかえは可能でございます。もしそこが要らなくなったときには、つけかえて使うようにできます。

あとはサイズが3種類ありまして、それに合った形のもの全てつけかえられるような形になっております。

耐用年数ですね、当然事故であったり、いろいろ状況があるんですけども、仕様は一応30年ということですけども、当然事故とかいろいろございますので、30年もっておるものもあると、現状は。

○福田委員　カーブミラーの設置の材料というのは、30年もっているとおっしゃいましたけど、そのころから全然全く同じ仕様の材質かということと、それから実際に、今、電柱なんかにつけてあるカーブミラーをほかのところに設置するのは可能かもしれませんが、実際にパイプが埋め込んでしまっているのに関しても可能でしょうか。

○防災安全課長　種類、最初にありましたけど、曇らないということで、よくこれも要望がありますけれども、そちらのほうの場合は、だから種類としては2種類、30年と申し上げましたけれども、曇らないもの、ちょっと価格も上がりますけれども、そういったものと一般的なものと大きく分けて仕様としては2種類で、過去からそんなに大きくは変わってないと思います。種類としては2種類。最近出てきたものは曇らないカーブミラーでございまして、あと今の交換、自立のものでありまして外すことは可能でございます。

○福田委員　何でこれを今、質問したかといいますと、実際に今までは、さっきちょっと申しましたように、カーブミラーが必要なところがあったわけですけど、そこが倉庫の陰で見えなかったんで倉庫を取ってしまったたり、木を伐採していただいてよく見えるようになったと。そういうところは、ほかのところに要望してもなかなか設置をしていただけないところがあると。だったら、今まである不要になったカーブミラーをつけかえていただきたいという要望があるんですけど、その場合、経費としてはどれほど変わるかということ。まあいいです、後からで。かえって高くなるようだったら、こんなものやらんほうがいいでね。

○防災安全課長　かえようとする交差点の地理的要件であったりとか、先ほど申しましたように、つけられるかつけられないという判断もございましての

で一概には言い切れませんが、つけられるとしたら、やはり安くなるのかなあということは思います。

○森委員 防災の関係で、備蓄の関係なんですけれども、133ページに、ここの備品購入費ということで128万6,280円あるんですが、要するに消耗品との関係での備蓄はどのくらいあったのかということをお聞きしたいのと、これはさっきの山さんの要望と同じなんですけど、この成果報告書に、あれは出ているんですよ、災害の非常食の整備状況ということで1万8,100食というのは出ているんですけども、それ以外の消耗品との関係だとか、それから備品ですね、避難所の、そういうものについては、ほかのところを整理していただいて、1ページつくっていただいて、きちんと私たちがぱっと見たときに、江南市がどのくらいの備蓄を有しているんだということがわかるようにしていただきたいなあと思います。

○防災安全課長 まず備蓄、今回、決算で買いました総数でございますけれども、アルファ化米ですね、5年保存のアルファ化米……。

○森委員 ちょっと待って、それはこの決算書のどこにあるの。どこの消耗品。

○防災安全課長 防災力向上事業の、これは消耗品。

○森委員 わかります。アルファ米……。

○防災安全課長 アルファ化米が、5年もつものですね、1万8,100食。今回の食料はそれだけ。あと飲料水ですね。食料ではございません。飲料水は2,000本ですね。2リットルのペットボトルで、これも5年保存のものです。約2,000本、2,004本、6本入りだもんですから。

あと、その一覧ということでございますけれども、可能な限り載せていけると思いますし、あと先ほどの御質問と一緒にございますが、表のまとめ方があるもんですから、一度どのようにお見せをしたらいいか検討してまいります。

○森委員 よろしくお願ひします。

○委員長 あと、よろしかったでございましょうか。随分、この危機管理室については皆さん御質問していただいておりますので、これでこの科目については終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今のところにつきましては、危機管理室防災安全課につきましては終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市長政策室地域協働課についてを審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地域協働課長 地域協働課の所管につきまして該当ページを申し上げます。

まず、決算書事項別明細の歳入でございます。

ページ数は68ページ、69ページでございます。12款2項1目1節総務管理手数料、備考欄の地縁団体証明手数料でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄の地域協働課のふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、同じページの最下段、16款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄は85ページになりますが、地域協働課のふるさと寄附金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。19款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、そのすぐ下にございます2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いします。19款5項2目11節雑入、備考欄は上から6行目の地域協働課の市勢要覧売捌収入から、そこから6行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして歳出になります。

100ページ、101ページをお願いいたします。中段の2款1項1目地域協働費が地域協働課の所管でございます。そこから3ページはねていただいた106ページ、107ページの中段、備考欄では市長への手紙事業の郵便料までとなっております。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

○伊藤委員 107ページの一番最後なんですけれども、広聴事業ですか、市長への手紙事業とあるんですけれども、実はこれ市長への手紙という、いろんな例えば要望とか苦情とか来ているわけなんですけれども、その辺のところも件数とか内容がどうなのかお聞かせいただきたいんですけど。

○地域協働課長 平成26年度は215件ございました。1件で2つ以上の内容もございますので、累計としましては268件の手紙をいただいております。

その内容でございます。多少担当によって振り分けが微妙になるところもあるんですが、要望が65件、苦情が71件、提案が55件、意見としてが24件、質問24件、その他29件でございます。特に際立って、提案が平成25年度は14件だったものが55件という形でふえております。以上でございます。

○伊藤委員 申しわけないですけど、どういう提案というか、急にふえたということなんですけれども、どのような提案がふえたというのは大体わかりますか。一概にわからないと思うんですけれども、ふえた理由とか、そういうのは分析されていますか。

○地域協働課長 主に種類としましては、福祉・健康・子育て関係、まちづくり・公園関係で投書内容がふえているということでございます。

例えばということで、ちょっと今すぐに具体的な投書内容を……。

[発言する者あり]

○委員長 あとそのほか、御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

○森委員 1つはホームページの運営事業ということで、本会議の一般質問であったんですけど、本当に言われてみると画面が、せつかくの画面の半分か3分の2ぐらいでしか見られないんですよ。あれを拡大すると幾らか、かなりのお金がかかるようなんですけど、あれって何とかならないんですか。

○地域協働課長 6月定例会の一般質問で御質問いただきました。ホームページを始めた当時は、ちょうどサイズがよかったと思いますが、だんだん大型化していつている現状でございます。一般質問でもお答えしましたように、改修に予算を投入すれば可能だという認識は持っております。今は最初のページよりもホームページの見せ方などを工夫して、より見やすい、伝えやすい、伝わるホームページにしていこうということで努力している状況でござ

います。

○森委員 幾らぐらいかかるんですか。

○地域協働課長 6月定例会のときは、1,000万円ぐらいではないかというお答えをしたような覚えがあります。

○森委員 どんどん日進月歩ですから、この世界、ぜひ情報を収集していただいて、できるだ、特に私なんかはだんだん見にくくなってきているので、できるだけ画面は大きくて見やすいのがいいものですから、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、ふるさと寄附金事業ですけど、今回、1,381万2,500円、これをそのまま基金に積んだということで、一気に今までのペースから比べるとふえてきているんですけども、この基金の積み方というのは、326ページにそれぞれ内容が書いてあるんですけど、これを崩すときというのは、これごとに崩さないといけないんですかね。

○地域協働課長 実際に事業を執行いたします各担当課が、事業完了後に取り崩しの手続をいたします。

○森委員 例えば、生活環境、産業に関する事業で236万5,000円、総額で幾らになるかわかりませんが、今までの分があるので。何かこれに関係する、例えば新ごみ処理施設もこれに入ってくると思うんですけど、例えば新ごみ処理施設の費用にこれを使ったと、使おうという、この環境に関する積み立てた、ことしでいえば236万円しか取り崩しはできないという考え方ですか。

○地域協働課長 これは平成27年度の当初予算の折に、ふるさと寄附金の充当事業ということでお示ししております。生活環境、産業に関する部分では236万5,000円ですが、内容につきましては、防災安全課の道路照明灯の設置と布袋ふれあい会館のAED購入の2事業に充てております。それぞれの事業が終わりましたら取り崩すということで、充当先は予算編成の段階で既に御提案し、お認めいただいておりますので、それに沿った執行と取り崩しに入っております。

○森委員 聞いているのは、それぞれ寄附した人の思いがあるわけでしょう。生活環境の関係に使ってくださいとか、教育に使ってくださいと。ところが、

江南市のほうは、今、これに使いたいと。今のAEDと何かに使いたいということになって、例えばAEDということになると、どこに、市政一般にかかわってくるのか、よくわかりませんが、そういうことで充当して、教育の部分まで使って充当するよということとはできないの。

- 地域協働課長　　その他市政一般への寄附の活用については、そういう形もできますが、それ以外については、寄附をいただいたとおりの分野以外に執行はしないということになります。
- 森委員　　これで1,381万円をあれたんですけど、一方で記念品を贈っていると思うんですけども、その費用は421万8,000円、これになるんですか。
- 地域協働課長　　決算書の103ページの備考欄、ふるさと寄附事業の中の報償費、記念品でございまして、400万3,735円となっております。
- 森委員　　今、何ページと言われた。
- 地域協働課長　　103ページでございます。
- 森委員　　わかりました。
- 山委員　　先ほどホームページの話が出ましたが、先日も東猴議員がおっしゃったようにソーシャルメディアの普及が爆発的に進んでいること、LINEもやっていただきたいんですけども、今、フェイスブック、ツイッターをやっていますけれども、市のホームページ、新しく更新したページとかに、ツイッターとかフェイスブックが拡散できるように、ツイッターのボタンを押したら拡散できるように、拡散機能とかはつけられないんですか。
- 地域協働課長　　つけられるかどうかについて、今、結論的なことは即答できないんですけど、少し研究してみて、より情報が拡散する可能性があれば、積極的にやってまいります。
- 山委員　　ヤフーのニュースとかを見ている、最新のニュース記事のところにフェイスブックとかツイッターで拡散とかシェアできるようになっているので、そうすると広がるかなと思うんですけどね。ホームページを見てもらいたいわけですもんね、市役所としては。ですから、これは市役所のホームページだけに限らず、法人、団体のホームページもだんだん見なくなってきて、ブログだとか、ブログも見なくなってソーシャルメディアというふうになってきていますので、そちらに誘導するような形に持っていったらえ

たらなあという思いがあるので、その辺をぜひ研究していただいて、前向きに取り組んでいただきたいなと思いました。お願いします。

○福田委員 327ページ、成果報告書の中に広報の有料広告掲載料というの
が出ているんですけど、12万円と15万円は、裏表で値段が違うということ
ですか、掲載料。

○地域協働課長 この12万円と15万円の違いですが、広報のほうは年2回募
集しておりまして、平成25年の2月に前期分を募集しております。後期分は
平成26年8月ですが、値上げをしまして、平成26年度に入ってから募集分
につきまして15万円に値上げしたということで、前期分については改正前の
値段で募集しておりますので、金額が分かれているということでもあります。

○福田委員 それで、この応募というのはどの程度あるんでしょうか。抽せ
んをしなければならぬくらいあるんですか。

○地域協働課長 幸い今回、8月に募集した分も抽せんをした状況でござい
ます。

○福田委員 すごい部数で広告も利用価値があると思う。もっと値段を上げ
たらどう。20万円ぐらい。

○地域協働課長 以前もそのような御意見を議会のほうからいただいており
まして、平成26年度予算編成の段階で、近隣市と比較いたしまして、若干低
いんじゃないかということで、合わせる形で値上げをした経緯がございます
ので、遠からずその都度見直していくという姿勢でやってまいります。

○委員長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員 最後に1点だけということで、地縁団体の証明手数料というこ
とで2,000円上がっているわけですけども、これは1区ということによろ
しいでしょうかね。

○地域協働課長 こちらは、証明1通200円いただいておりますので、10通
というか10件申請がございました。10件分交付したということでございます。

○伊藤委員 それと成果報告書の296ページで、認可された地縁団体の組織
数ということで曇りマークになっているんですけども、実際、実績値が39
ということは、現在、地縁団体が39団体ということでもいいでしょうか。

○地域協働課長 そのとおりでございます。

○伊藤委員　　あと、この地縁団体に例えばなれる区というか、その条件というか、そういう何か条件があるんですか。例えば、どの区でも申請すれば地縁団体になれるのか、どういう条件が整わないと地縁団体に申請できないのか、それはあるんですか。

○地域協働課長　　まず、団体の性格として、地域の協働の活動をしている、いわゆる自治会であることと、財産、土地とか建物のような登記する必要がある財産を持っているか、これから取得する見込みのあるところ、構成員につきましても、おおむねその区域内の住民の皆さんの半数以上の構成員ということで認可をしております。ただし、丸ごと1棟分譲のマンションのところ、区分所有しているところは、認可地縁団体の対象外になっておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　　それでは、よろしいでございましょうか。市長政策室地域協働課については、この程度にとどめおきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

　　続きまして、秘書政策課について審査を続けてまいりたいと思います。

　　それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　　それでは、秘書政策課の所管につきまして説明させていただきます。

　　平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の82ページ、83ページをお願いいたします。

　　最初に歳入でございしますが、中段の15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございします。

　　次に、はねていただきまして、90ページ、91ページの上段をお願いいたします。19款5項2目雑入、11節雑入で、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございします。

　　続きまして歳出でございします。

　　恐れ入りますが、106ページ、107ページをお願いいたします。下段、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費でございまして、ここから116ページ、117ページ上段の行政経営費の前まででございします。

　　補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 今、当局より御説明がありました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○伊藤委員 109ページの市制60周年記念事業の中で、111ページの負担金、補助及び交付金の中で市民公募事業補助金というのがございますね。その中で、これも施策評価を見たんですけれども、329ページの中の市民公募事業ということで6団体について補助をしたということでございますけれども、この6団体というのはどんなような団体でしょうか。

○秘書政策課長 では、6団体を個々に説明させていただきます。

1つが、おはなしフェスティバルという事業をやられました。民話とか伝説を通して語り継いでいこうというような内容でございます。

もう一つが市民盆踊り大会。こちらが、壬申の乱で活躍されました方にスポットを当てて盆踊り大会をやったということでございます。

次に、多文化体験講座ということで、国際交流の関係で多文化共生、そういった視点から講座を開催されたものでございます。

もう一つが「エコ・むかし遊び大会」ということで、町内会と子ども会、老人会、そういった地域住民の方が協力されて、昔ながらの遊びをともに楽しむと、そういったような内容でございます。

次は、藤花ちゃんの歌で皆で踊りましょう！！ということで、この藤花ちゃんにちなんだ踊り、ダンスですね、そういったものをやられたということでございます。

もう一つが「子育てハッピーセミナー」ということで、子育て支援に対するセミナーを開催されてということで、市民を巻き込んだ子育てセミナーを開催したと、そういったものでございます。以上6の事業でございます。

○稲山委員 関連して、市制60周年記念事業の中で引き続き行っていくような事業というのは、この中にありますでしょうか。単純に今のご当地ナンバープレートを見ますと、1,500枚の作成をして、出ていった枚数が233枚ということであったり、コウナン・スイーツなんかでも非常に人気があったとかいろいろ言われておりますけれども、引き続きやっていくような事業というのはこの中で何かありますかということです。

○秘書政策課長 個々の事業ですね、それぞれ御意見をいただきまして結構人気のものもございました。ただ、次の周年事業が、65周年で行うのか、70周年で行うのか、そのあたりも検討しなければならないと思っておりますが、早くても5年後になります。そのときの経済情勢といいますか様子も検討しながらやっていきたいと思っておりますけど、今回でいきますと大学との連携とか、そういったものは引き続きやっていきたいなと思っておりますし、ナンバープレートのような江南市を売り出すような施策、そういったものはやりたいとは考えておりますが、まだ具体的に新たな事業が出るかもしれませんので、それはまた今後の検討課題だというふうに認識しております。

○稲山委員 わかりました。そうすると、このご当地ナンバープレート1,500枚を作成していて交付したのが233枚ということですが、この残りの分というのはどのような処理をされるんですか。

○秘書政策課長 1,500枚つくりまして、今もナンバープレートを交付される方に、この藤花ちゃんの入ったナンバープレートをされるか、従来のものをされるかということは選択していただいております。参考までに今年度も何枚か出ておりました。8月31日現在は、総数でいきますと累計で330枚出ておるところでございます。

○稲山委員 そうすると、引き続きこのナンバープレートに関しては、藤花ちゃんナンバープレートを御希望のある人に関しては配付というか、ナンバープレートを出していくといった答弁でよろしいですね。

○秘書政策課長 そのとおりでございます。

○福田委員 107ページ、マスコットキャラクターのPR事業のところ、藤花ちゃんの縫いぐるみ修繕料となっているわけですけど……。

〔「地域協働課」と呼ぶ者あり〕

○委員長 終わった項目になるな。

○福田委員 わかりました。

○委員長 済みません、終わっております。

○伊藤委員 最後の質問で申しわけないんですけども、300ページなんですけれども、施策評価の結果報告書ということで、その中の成果の状況という指標名がございまして、4つあるんですけども、最後にグループ制が適

切に機能していると感じる組織の数ということで曇りマークということになっております。目標が20で実績が14ということでございまして、今回私、一般質問でもちょっと質問させてもらったんですけれども、このグループ制を見直すことを今検討されているという答弁を伺いました。これも曇りマークから来ているかなあとは思ったんですけれども、実際、グループ制を見直して、新しい組織というかグループ制をいつごろ考えてみえるのか、お尋ねします。

○市長政策室長 一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、今検討をしております。ただ、できれば早い時期というふうにお答えをさせていただきますけれども、来年4月早々ということで今考えておりますけれども、ただこの後、私どもで検討した後、当然議会の皆様にも御相談申し上げる事項でございますので、申しわけございませんが、早い時期というような表現にとどめさせていただきます。

○森委員 成果報告書の333ページの人事管理事業ですけど、ここに退職者と採用の数が出ておりまして、今回、2人正規職員がふえましたよということなんですけれども、特に保健師さんが退職2名に対して採用4名ですから、ここでふえてきているということで、今、保健師の仕事というのはどんどんふえていくばかりですから、いいかと思うんですけど、それはそれでいいんですけど、一般の事務職のほうは、一般事務職も2人ふえてきているか。ということなんですけど、何ととっても市役所の中が非正規の方が多くて、この部分を、今度のマイナンバーの関係なんかでいくと、市民サービス課なんかも正規職員をふやさないと、今の体制では大変になってしまうと思うんですが、その辺で来年度に向けて新しい人事の考え方というのはどうなっていますでしょうか。

○秘書政策課長 今、委員おっしゃったとおり、それぞれの所管の事務量に応じて職員のほうを配置しておるところでございます。したがって、今後重点を置く政策とか、そういったところに絡むところについては、増員も当然考えていかなければいけないなというふうに考えております。

それで、年度初めに各課にもヒアリングをしたところでございますが、改めて10月にも早々に各課のほうに、そういった人事関係のヒアリングを行う

ところでございまして、そのところで最終的なすり合わせをした中で、来年度の採用人員も最終的には決定することになるのかなというふうに思っております。

○森委員　　実際に現在の非正規の職員の数というのは何人になりますか。

職種別でいくと、わかりやすくいいんですけど。

○秘書政策課長　　4月1日現在でいきますと、非正規の方が714名というところでございます。

○委員長　　それだけでよかったかな。

○森委員　　ちょっとわかんない、職種別で。大きくいって。

○秘書政策課長　　保育が257名、消防が3名、労務関係が145名、事務関係が309名でございます。

○森委員　　労務職というと、給食センターが多いんですかね。

○秘書政策課長　　給食センターとか、保育園の調理員の方という、そちらが多いですね、労務の方は。

○森委員　　わかりました。実際に問題なのは、保育職のクラス担任を持っている保育士さんと、あとは市役所の中でも実際に市民と直接なっている保険年金、子育て、あるいは市民サービス課、そういうところはかなり、今仕事している人がいいとか悪いとかというんじゃないで、かなり優秀な方がいるというのは承知しているんですけど、でも実際にこれから大変な時期になって、時間外だとか、休日も出てきてもらわないと対応し切れないよとか、そういうようなときに、正職員でないと対応し切れない問題というのはいっぱい出てきていると思うんで、この辺の充実は図っていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、さっきは担当からの要望で対応するという話だったんですけど、担当のほうは随分遠慮して出しているんじゃないかなあと思うんで今申し上げているんですけど。

○秘書政策課長　　大きな方針としましては、これ以上非正規の方を、正職を切って非正規の方に置きかえるという方針はございませんので、そのところは大丈夫なんですけど、ただ現在、非正規の方で働いている方は、通常これまで正職でやっておった事業の中から非正規の方にお問い合わせできるような事業を集めましてお願いしているものでございまして、その範囲内でやってい

ただいているものでございます。

それで市民の方からも、そういったことに対する苦情というものは、接遇も含めて今はほとんどない状況でございますので、大丈夫かというふうに思っております。

○森委員　実際に私なんかも、子育て支援課だとかああいうところでも、皆さん優秀な方で、この人が非正規なのという感じで、一生懸命やっていただいているというのは承知しているんですけど、その方の身分保障ということも含めて考えていかなきゃいけないなあというふうに思います。

それともう一つは、職員の健康管理の問題なんですけど、意見書のほうだね。意見書のほうに出ている時間外だとか、それから休日出勤、それと年休の取得状況などについて教えていただきたい。

○秘書政策課長　昨年度の年次有給休暇の取得状況でございますが、職員1人当たり平均取得日数としましては6.1日でございます。

○森委員　それから、時間外となるとどうなりますか。

○秘書政策課長　1人当たりの時間外で計算しますと、大体おおむね1人当たり106時間ぐらいでございます。

○森委員　職場によって、どうしても多いところと少ないところと、そういうふうになっちゃうんですけれども、全体として時間外を減らす、時間外を減らすというのは人を一方でふやしていくということをやらないとなかなか難しいわけで、その辺のところがあるかと思えます。

それともう一つは、年休の取得率が圧倒的に少なく、20日間年休は保障されているわけなんですけど、それが6.1日ということですから、管理職の方が率先して休まないで職員の方はなかなか休みにくいというところがあって、ちなみに秘書政策課は平均どのくらい。

○秘書政策課長　3.2日でございます。

○森委員　人事なんかがそういうことだと、なかなか皆さんほかの方が休みにくいので、ぜひその辺のところについては、健康管理という面からいっても、これは市長さんだとか、そういうトップのほうからも言っていただかないとなかなかとりにくいということもあるかもしれませんが、計画的な休暇ということも含めて、休めるあれをつくっていただきたいとお願いし

ておきます。

○山委員 時間外で平均で年間106時間ということだったんですけれども、監査の意見にもありますように偏りがあると。繁忙期とかがあって、仕事の内容からやむを得ないという側面もあるんですけれども、きのう、教育委員会、学校の教職員に限って質疑させてもらったんですけど、いわゆる厚労省が言っているような80時間だとか、100時間だとか、そういうところにひっかかるような人はいたのかとか、あと産業医との関係ですね、面接指導、そのあたりはどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長 昨年度、月80時間を超える残業をした職員は全部で11名おります。

産業医との関係でございますけど、産業医の方は毎月1回来ていただいておりますので、その都度職員のほうには周知しまして、そういった健康相談とか何かあれば申し出るようには言っておりますので、こういった方も含めて、いろいろなことの相談を今職員がしている状況でございます。

○山委員 11人該当した方がいるとおっしゃいましたけれども、例えば一月でも80時間を超えれば1人とカウントしているんですか。どういうことですか。1人の人間が2カ月、3カ月とそういう状態。

○秘書政策課長 昨年度でいきますと、11人は1回です。年間に一月だけ80時間を超えていまして、そのうち1人の職員が2カ月ありました。

○山委員 1人が2カ月、一月。

○秘書政策課長 全て4月ですね。2カ月の者は4月、5月ということになります。

○山委員 産業医の指導というか面接はしていたんですか。

○秘書政策課長 強制ではありませんので、そういった必要があれば、産業医のほうに相談するようには言っております。

○山委員 きのも述べさせていただいたんですけど、80時間を超えると努力義務だったと思いますので、その辺を申し出しやすいような環境をつくってあげなきゃいけないなというふうに思いました。

あと、正規・非正規の話というのはずっと今までやってきたんですけれども、前、3年前か、4年前か、本会議の議案質疑で、非正規の方も第一線の

現場に立って働いておられるし、非正規の方抜きでは職場が回っていかないような状況があるということで、この成果報告書かどこかに、必ず私か森さんかどなたかにこの話を聞かれるんで、非正規の方が大体職種ごとに何人いるかだとか、あるいは非正規もパートは一応採用試験をやっていると思うんですけど、その状況はどうなのかというような、わかるような資料をこういうところですね、成果報告書につけていただきたいなというふうに思うんですけど、一回そういうことをやってもらったんですけど、またちょっと消えちゃっているんですけど、ことは。その辺、どうお考えでしょうか。

○秘書政策課長 過去の経緯は存じておりませんので申しわけありませんが、一度、今の御意見を踏まえて検討してみたいと思っております。

○山委員 書いていただければ、わざわざ聞かなくてもいいので、お願いします。

それで、この成果報告書の333ページですけど、コンプライアンスということが最近厳しく言われるようになってきました。ティッシュの不祥事の問題がきっかけで、かなり意識はしていただいているとは思いますが、334ページのところに、訓告が8件ですとか、服務規律の啓発が3回とかとあるんですけど、この点はどういうことでしょうか。懲戒処分に至ったケースはないんですけども。

○秘書政策課長 啓発回数の3回というのは、職員に対していろいろな服務等の啓発ですね、交通事故とか、適正な事務執行とか、綱紀の保持、そういった形で昨年度は3回にわたって職員に周知したということの件数でございます。

訓告の8件でございますが、このうち5件が交通事故に関係するものでございまして、残りの3件のうち1件が職務に関するもの、残り2件が私生活に関するものでございます。

○山委員 細かい内容は答弁することじゃないと思うんですけども、私生活に関するようなことでも、職場に迷惑をかけたとか、そういうことですか。

○秘書政策課長 公務員として私生活上でもやってはいけない行為はございますので、そのあたりから処分をしたものでございます。

○山委員 あと、331ページのところになりますけど、若手の職員を今も環

境省へ送り込んでいると思うんですけど、この中央官庁への派遣というのは今後もまた続けるんですか。市の重要視する施策とかにもかかわってくると思うんですけども。

○秘書政策課長　この環境省派遣は、昨年度と今年度の2カ年にわたって派遣しておるものでございます。当然今、市の最重要課題の一つでありますごみ建設関係ですね、そういったことも視野に入れまして派遣しておるものでございますが、今後については、来年度は今のところは国のほうに派遣する予定はございません。

○山委員　もう一つだけ、済みません。決算書の本体のほうですけど、115ページあたりだと思うんですけども、これもこの前の4月の市長選挙の直前にいろいろ問題になったというか話題になったんですけど、市長の公務日程ですね、新しい市長になってから主な日程、大まかな日程を公開していただいて、公職者としてどういう務めをされているのかということがぼんやりとわかるようになったと思うんですけど、私たちも公職者ですけど、議員の場合ですと、政務活動費を使って出かける場合というのは必ず報告書も添付して議長に出していますし、使い道についてもホームページ上には概要を掲載しているんですけど、市長さんという立場であれば、よく中央のほうに陳情に行ったり、何か会議があったりということでお出かけされていると思うんですけど、実際どれぐらい県外、ほとんど東京が主だと思いますけど、どれぐらいそういう動き、出かけているんですか。今まで公務日程が、こちらから聞かない限り公開されてなかったのでよくわからないので。

〔発言する者あり〕

○委員長　そうしましたら、今の質問事項については後ほどということで。

○森委員　同じところ、331ページですけど、人材育成事業ということで、なぜこれが自己啓発なのかよくわからないけど、自己啓発の中に先進地行政視察研修というのがあって、ことし10人なんですよね。これは、自己啓発というよりは、それぞれの職場で職務の中で、どうしてもこういうことは必要だということについてどんどん私は出かけて行っていただいて、先進地の進んだ経験、教訓を学んできてほしいと思うし、視察の費用で、そういう予算が組んであったと思うんですけど、今はそういう形ではとってないんでしょ

うか。ぜひそれをやってほしいと思うんですけど。

○秘書政策課長 行政視察といいますか、よその自治体とか、そういったところに職務として行く場合は、当然課の予算でもって行くものでございますが、こちらの位置づけとしましては、職務命令ではなくて、職員が自分の携わっている職務についてさらに見識を深めるために、こういった制度を利用して参加するという位置づけでございます。

○森委員 そうすると、例えば10人行った内容というのはどういうものですか。

○秘書政策課長 例えば消防署の職員が……、これは視察先とかそういった。

○森委員 項目だけでいい。

○秘書政策課長 警備・救護体制について視察したとか、ごみの関係で新しいごみ処理施設の建設に関する事務の視察、あと建築関係で市営住宅の指定管理や管理等、あと……。

済みません、さっきの消防署のところとごみのところの職員ですね。あとのところは、委員会の視察の同行の関係をこちらのほうで賄っているというところでございます。

○森委員 そうすると、今の消防にしる、ごみの関係にしる、まさに職務そのものでしょう。だから、これ以外にまた職務に直接かかわるような先進地視察というのがそれぞれの課のあれでやっているように思えないんですけど。

○市長政策室長 担当課で予算する場合は、当然、前年度に予算編成しますので、極めて計画的に、例えば東京で研修がある場合ですとか、非常に予算立てがしやすいかと思うんですけども、例えば年度をまたいで喫緊に出たような話題でもって視察に行きたいという場合、担当課で予算措置する場合には、流用とか、るるございますけれども、そういったものを先進地の中で先行して見聞してくるというような趣旨でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○森委員 だから、流用ではなくて、課が持っている予算の中では到底それはできないので、職員が積極的にやれるようにということで、そういう予算を組んだと思うんだけど、今聞いてみると、それが結局議会の行政視察と一緒に同行するというようなことで消えてしまっているとしたら、これはもっ

たいたいで、職員がみずからこれについてとにかく勉強してきたいという意欲を持って勉強するという予算枠というのは私は絶対に必要だというふうに思って、そういうものは前はあって、そのまま引き継いできていると思っただんですが、引き継いでいるものがこういう形で使われてしまうとすると、職員の意欲とは関係なく、これは命令ですからね、おまえ行ってこいという話ですから、ちょっと検討が必要じゃないかなあ。あえて議会に同行していく必要はないんで、もっと職員の皆さんが行きたいところに勉強したいところでしてもらったほうがいいと思う。

○市長政策室長 御意見をいただきましたので、一旦こちらでしっかり整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○秘書政策課長 先ほどの市長の東京等の出張の関係でございますが、昨年度でございますが東京に7回行っております。そのうち5回が全国市長会関係、1回が陳情、1回がミクロネシアのレセプションでございます。東京以外の地方への出張が4回ございます。そのうち1回が全国都市問題会議、高知県ですね、あと市長会の関係の事業で2回、あと東海市長会で1回という形でございます。

○委員長 この程度で秘書政策課についてはとどめおきたいと思いますが、よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、秘書政策課についてはこの程度にとどめおきます。暫時休憩します。

午後2時47分 休 憩

午後3時05分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続きまして、総務部行政経営課について審査をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

当局から補足説明がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○行政経営課長 それでは、行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

平成26年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページ

ジをお願いいたします。

最初に歳入でございますが、最下段、2款地方譲与税から、62ページ、63ページ中段、10款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。上段、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページの中段、17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、行政経営課の江南市財政調整基金繰入金でございます。

次に、その下の18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。92ページ、93ページの下段になりますが、20款1項市債、6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして歳出でございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。上段、2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費から、118ページ、119ページの備考欄の決算関係調査事業までです。

次に、386ページ、387ページをお願いいたします。中段、12款1項1目公債費、そしてその下段でございますが、13款1項1目予備費まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○幅委員　成果報告書の306ページの財政のさまざまな指数なんですけれども、私も一般質問で入りと出というお話をさせていただきました。今後、さまざまな大きな事業、また公共施設の統廃合、いろいろな事業が控えている中で、自由度の高い財政力を保つには、入りということでどうしたらいいのかなあとということを私、新米の立場で考えます。

そこで1つ、成果の状況の中の財政力指数、実績値が0.81、目標値が0.84というふうにありますけれども、仮に0.84を達成するには、市税があと幾ら

ぐらいあればいいのかと。それから、あと歳入全体の割合的に、市税が全体の何割ぐらいがあれば、この0.84というのが達成できるのかというようなことはわかるのでしょうか。

○委員長　　じゃあ、この件については少し時間を、今回の採決までには、その件についてはちょっと保留ということだね。

○幅委員　　私の一般質問でも教えていただいたんですけれども、歳入でも、お国からもさまざまなお金が入るということで、単純に市税を上げれば、その分、財政が潤うのかということなんですけれども、交付金、その他の関係で、ある程度市税がふえれば、一方で減るものがあるというふうに思うんですけれども、その辺のバランスというか、本当に一般論でいいんですけれども、どんなふうに考えればいいのかというのを教えていただければと思います。

　　要は市税がふえたら、自由に使えるお金がその分ふえるのか、それとも何かが削られてしまうのかという。

○行政経営課長　　江南市は交付団体でございますので、単純に税が上がったからといって交付税分を補うだけのことになってしまいますものですから、留保財源として25%分は江南市で使うことができますけれども、それ以外の部分については交付税の中に簡単に言うと消えてしまうという状態になります。

○幅委員　　ということは、市税がふえた分の25%は自分たちで使えるということですか。

○行政経営課長　　そうです。

○幅委員　　そうすると、これからいろんな大型プロジェクトがある中で、単純に市税をふやせばいいということであっても、その4分の1しか入ってこないということは、自由に財政を運営していくという観点からすると、変な話、何をふやせばいいのかあということと思うんですけれども、ここの施策展開の方針というところにもいろいろあるんですけれども、例えば一番最後の段の国・県に頼らない自立可能な行財政基盤の確立を目指すということと、どういう姿を目指していかれるのかということについては、具体的にこんなというのはあるのでしょうか。

○総務部長　このことは、私ども総務部だけではなくて、秘書政策のほうと一緒に考えていく部分というか、むしろ秘書政策で中心にいろんな先導を切っただけで考えていただく部分ではあるんですが、幅委員さんおっしゃるように、今の江南市の財政は交付税、それから臨時財政対策債に頼る部分が多いです。きのうも本会議の中で出ましたけれども、消費税交付金が減りました。当初つけるときは、これがせつかく潤っても、その分交付税が減らされちゃうから残念だねという話をしておったんですけど、今度は逆に消費税が予算より減りましたけれども、逆に交付税で補填されると。こういうメリットというかわかりませんが、こういったことがあると。

じゃあお隣の小牧市のように、消費税がふえた分だけ、それから景気がよくなって法人税がふえた分だけ財政が潤うようになるためには、少なくとも、私、今勝手な数字を言いますので覚えちゃもらっちゃ困るんですけど、多分30億円ぐらい要と思います。今の法人税が30億円ぐらいふえてこないで、交付税だけじゃないんですね。今の国の財源不足、地方との財源不足を補うために、臨時財政対策債も本来昔は交付税として交付された部分です。これを今、国の財源がないので、臨時財政対策債として借金を両方で持とうということ、いわゆる0.81という財政力も、これは臨時財政対策債を除いた数字ですので、臨時財政対策債を考慮したらもっと低い財政力になってしまいます。

こんな状態を受けますので、すぐ潤う30億円、法人税を目指すといっても、なかなかそれは難しいことだと思います。でも、それは市の財政だけで考えることではなくて、江南市に住んでいただく方が働きやすい環境、よく言われる子育てしやすい環境を考えると、雇用を生むということも大事だと思うんですね。そういったことを考えて、今、市長政策でもやっていたらいいので、この問題は財政力だけを念頭に置くんじゃなくて、江南市全体の労働力を生むこと、それから江南市が住みやすいまちであっていただくことをまず念頭に私たちは置きながら、それでも4分の1といえども、法人税がふえればその分潤いますので、企業誘致の関係でありますとか、どうするとそういう市税がたくさん潤うようなまちになるのかとか、こういったことを並行して当面は考えていかないかなのじゃないかなあと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○行政経営課長　先ほどの財政力指数の0.84になるには、あと市税がどのぐらい必要かということでございますが、今、概算で計算しますと、4億7,000万円ほどの市税の収入が必要ということになります。

○幅委員　決算質疑というような枠から外れてしまっているかもしれないんですけども、財政というのは入りと出で目指すべき姿ということを考えてと、今のお話で、じゃあ多くの人に住んでいただいて、法人に来ていただいて法人税を納めていただく、あとはたくさん消費をしていただく、どんな政策を誘導していくのかなということを経済の面から考えていってターゲット層のようなものを割り出していくのも、財政を見る、単に係数を見て上がって下がったというだけでは、それは何を意味するのかというのがわからない中で上がった下がったばかり気にしていてもいけないなということで質問をさせていただきます。まだまだ勉強不足ですので、これから入りと出をどうしていったらいい江南市にできるかというのを財政の数字からも追いかけていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上です。

○森委員　1つは消費税の影響がどういうふうに出てきているのかということで、ちょっと本会議でもあったかと思うんですけど、改めて、さっきのありました地方譲与税で今話が出ていましたけれども、11億2,600万円の予算に対して10億6,593万円と、6,100万円減額になってきておりますけれども、この要因と、それからあと逆に出ていった分ですね、消費税の増税によって、江南市が行う建設事業だとか、委託料だとか、いろいろなところで逆に出ていっている部分もあるかと思うんですけども、その辺のところを教えてください。

○行政経営課長　地方消費税交付金のほうのことだと思います。入のほうで、地方消費税交付金が今回2億1,000万円ということで、当初が2億7,000万円ほどの見込みでございましたので、議案質疑のほうでも答弁させていただいておりますけれども、消費税の前倒しの影響がございまして、その分が今回、地方消費税交付金につきましては減だというふうに私どもは見込んでおります。

あと、入りと出の関係ですけれども、こちらでも議案質疑のほうで答弁させ

ていただいておりますけれども、まず歳出につきましては、科目ごとに課税・非課税を区分させていただきましてから、決算額から消費税の影響分を算出しますと、委託料と工事請負費で2億1,844万円の影響があったと見込んでおります。

○森委員 委託料が。

○行政経営課長 委託料と工事費で2億1,844万円。

○森委員 これは分けられない。

○行政経営課長 委託料で約7,000万円ほどですね。あとはちょっと、ほかには細かい細目になりますので、とりあえず委託料で7,000万円と、工事請負費のほうで6,500万円ほど、あとは細かいものが全部出ておりますので、そういった形で影響があったと見込んでおります。

入につきましては、今お話ししました地方消費税交付金が2億1,106万8,000円と、あとは個々で県費等ございますので、そういった影響額を含めますと2億7,087万4,000円と、差し引きして5,243万4,000円の増というふうに見込んでおります。

○森委員 地方消費税交付金と、それから決算書で出ている10億6,500万円というのはどういう関係になるんですか。

○行政経営課長 10億6,593万2,000円、これは社会保障財源費と一般財源の地方消費税交付金がございますので、合わせての数字になります。

○森委員 それと、今の2億7,000万円との関係。

○行政経営課長 地方消費税交付金の社会保障財源分が、済みません、ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでしたけど、社会保障財源分が2億7,000万円という形で、入としましては2億1,106万8,000円ということになります。

○森委員 わかりました。

それともう1点は、今ちょっと話にも出ていましたけど、成果報告書の336ページですけど、市債の管理事業ということで、今、市民1人当たり23万5,322円の借金がありますよということなんですけれども、これを見るときに、臨時財政対策債と、いわゆる建設事業などに使われている市債ということていくと、圧倒的に今は臨時財政対策債、臨時財政対策債といえま

に借金、赤字地方債なわけですから、これがどんどんふえていくということは決して好ましいことではないというふうに思うんです。皆さんの側からいうと、これはみんな交付税の対象になるからということになるわけですけど、本当にそれで臨時財政対策債に頼って、このまま続けていっていいものだろうかというのをいつも疑問に思っているんです。建設事業については、20年なり、25年なり、これで物は残っていくわけだし、後年度の市民みんなで負担し合おうということでもいいわけですけど、片方については借金として残っていくということなので、この臨時財政対策債をそのままふやして、今回でも、とにかく臨時財政対策債の枠ができれば、それを100%使ってやっているわけだよね。それが適切なのかどうかと。臨時財政対策債を使わないで一般会計を投入してやれるものはやっていくと。そのかわり基金は減っていくわけですけど。その辺の考え方を。

○行政経営課長　　今、臨時財政対策債を例えば借り入れしない場合ですと、経常収支比率が94.5、約95%ぐらいになるということになります。となると、ほとんど投資的経費に回すことができないという現状でございまして、臨時財政対策債を借りることで約86%の経常収支比率を保つということになりますので、市政運営をする上では、今、臨時財政対策債を借り入れしないとできないという状況でございます。

○森委員　　また覚えておいて、ちょっと検討してみます。

○山委員　　今のお話の続きなんですけれども、今後、布袋駅の鉄道高架の問題ですとか、新ごみ処理施設、広域化の問題ですとか、来年度は体育館の新しい施設の建設ですとか、あとは議会からの要望ですと図書館の問題とか、あるいは江南市の公共施設を見渡しても老朽化していますので、再配置の問題もありますけど、統廃合で建てかえの必要なものも出てくるかと思うんですけれども、今回の議案というか報告でも出ていましたよね、健全化の比率を見ると、それはクリアしていて、少なくとも不健全で赤字まるけというような状況ではないと思うんですけれども、少なくともこれからしばらくの間は、この今後の方向性にもありますように、市債の残高がふえる、借金がふえていかざるを得ないだろうと。今おっしゃったように、臨時財政対策債を当てにするといったらあれですけど、それを含めて財政を考えていかないと回っ

ていかないよということですよ。どの程度まで借金をふやすことが許容されるというふうにお考えなんですか。それは健全化の判断比率の中で、枠内だったらいいということになるかもしれませんが、借金をふやすということは余り好ましいことではないと思うので、その辺をちょっと、今後の展望をお聞かせいただきたいと思います。

○行政経営課長　今の公債費の話でございますので、指標にあります実質公債費比率がございませけれども、黄色信号、早期健全化基準というところになるには、現在の23億3,200万円から約56億700万円程度になった場合については、ちょっと黄信号が点滅すると。

○山委員　50……。

○行政経営課長　56億。倍ぐらいに。倍ちょっとになると黄信号。

○山委員　市債ですか。

○行政経営課長　公債費の償還金の場合ですね。

○山委員　どこに書いてありますか。意見書の。

○森委員　これだ。実質公債費比率が今4.4だろ。25ページ。

○委員長　そういう現状のもと、何かまたありますか、お話。

○行政経営課長　今、4.4ですね。下に早期健全化基準の25という数字があると思いますけれども、ここになるという状況で、今は23億3,200万円ほどの公債費の償還金があるんですけれども、それが56億700万円ほどになると、早期健全化基準25%のランクに行くというふうに今私どもでは試算しております。

○山委員　黄色信号までは青信号ですので、ですがじゃあその青信号から、青と黄色のぎりぎりまでいいということでもないと思うんですけれども、大体今申し上げたように鉄高の問題と、体育館と、あとごみの問題は絶対やらなきゃいけませんわね。施設の規模とか内容については議論があるかと思うんですけど、そういったものを含めて今後、どれぐらいまで借金がふえていくかとお考えですか。要するに、この成果報告書のグラフがどういうふうに伸びていくかというのは試算されているんですか。

○行政経営課長　起債のどこまで借りるという試算は、私どもではしておりません。要は償還が主な中身になってきますので。要は借り入れしても、実

際に償還をかけるのは、例えば2年後とか、5年後とかというふうになるものですから、その年度内での支払いで考えると、今の実質公債費比率という形が償還に当たるものですから、こういった考えでおりますけれども。ただ、実際に今のごみに関しましても、体育館に関しましても、事業費自体がはっきりした数字が出てきておりませんので、そういったものを今後考えますと、先ほど補正予算のほうでも御説明しましたように、目的を持った基金を当市は持っておりませんので、財調のほうで少しでも多くの基金を積んで対応していきたいという考えでおります。

○古池委員 顧問弁護士活用事業で……。

○委員長 その次ですので、じゃあまた後ほど、ひとつよろしく願います。

それでは、また改めまして何か御質問等あれば。

○伊藤委員 業務改善運動事業というのがあるんですけれども、これは毎年やられて、業務改善ということで、成果発表とかそういうのが、隔年で今やられているんだとは思うんですけれども、実際、単年単年の成果ということで、私どもには毎年、1回やられたら次に同じような形で2年、3年続いているという、そういう把握というんですかね、そういうことをやってみえるのか、またその後、これはいつまで続けるものなのか。実際にはっきり言って、先ほど森委員のように、年次休暇の取得が6.幾つということで、こういうのも日常業務の中で考えること自体が負担になっているということもあるとは思うんですけれども、そのところも踏まえまして御意見を聞かせていただきたいと。

○行政経営課長 今の伊藤委員がおっしゃったみえたのは、多分、smart運動のことだと思います。今、smart運動につきましては、1階のロビーに掲示をさせていただいておりますので、一度ごらんいただきたいというふうに思っておりますが、一応毎年やらせていただいております、発表は依然、隔年にしておったんですけれども、今は公表だけ、ロビーに掲示をさせていただくだけにしております。その改善の運動も、似たようなものが例年出るわけですが、ことしにつきましては、市長から新しい取り組みをしろという話もございまして、そういった各課のほうに指示は出させ

ていただいております。

いつまでやるかということにつきましても、なかなかやめどきというのは難しく、何か新しいものをやらないとなかなかやめられないというのがありますけれども、今現在も各課いろいろ工夫した中で取り組みをしていただいておりますので、そういった中では継続していきたいなというふうには考えております。

○伊藤委員　確かに非常にいいことだと私は思うんですけども、それが日常業務の中で若干負担になるという部分も聞いておりますので、そのところもちよっと考えていただきまして、また新しい取り組みを考えていただければと思ひまして、よろしく申し上げます。

○委員長　そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　そうしましたら、総務部行政経営課については、この程度にとどめおきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、税務課について審査をしまひたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○税務課長　それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、決算書歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願ひいたします。

最初に歳入でございます。

1款市税、1項市民税から、下段、5項都市計画税までのうち現年課税分でございます。

次に、68ページ、69ページをお願ひいたします。上段の12款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料でございます。

次に、90ページ、91ページをお願ひいたします。中段の19款諸収入、5項2目11節雑入のうち備考欄の税務課分、法人税申告書共同発送分担金と土地整理図等コピー実費徴収金まででございます。

続きまして歳出でございます。

大きくはねていただきまして、148ページ、149ページをお願いいたします。上段の2款2項1目の税務費、149ページ右側の備考欄、人件費等から155ページ下段の備考欄、税諸証明書交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　今、御当局のほうから御説明を伺いました。

では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

○森委員　　歳入の市税収入ですけど、本会議でもあったんですけど、消費税ですとか、あるいは景気の中で落ち込むのではないかというのに対して、むしろ個人市民税も、それから法人市民税も伸びているという結果が出ています。まずその点で少し動向がわかれば教えていただきたいんですけど。

○税務課長　　市税の歳入の124億9,200万円で、前年度と比較いたしますと2.4%で2億9,600万円の増となりました。その原因とか要因を考えますと、個人市民税におきましては、平成26年度から均等割に500円加算されたことによる影響に加えまして、上場株式等の配当、譲渡所得に係る軽減税率廃止前の駆け込み需要や土地の譲渡所得及び給与の上昇による増収があったものかと思われま。

そして、法人市民税については、市内一部企業の業績の好転によりまして増収したものと思われま。

さらに固定資産税においては、消費税引き上げ前の駆け込み需要や企業の設備投資などにより増収になったものと思われま。

各税目でいいますと、軽自動車税もございまして、軽自動車税につきましては、電動機つき自転車のほうは減少したんですが、軽自動車の新車の税率の変更前の駆け込み需要ということで、軽自動車への乗りかえとか、同じ軽自動車から、また新しい軽自動車へ買いかえで、税率の高い軽自動車のほうが課税台数が増加したことによって税額のほうがふえたのではないかというふうに推測しております。

○森委員　　そうすると、個人市民税ですと、株の譲渡なんかで、結構市内で、言ってみれば、そういう投資家の収入が上がったということが影響してきて

いるということですか。

○税務課長 株式譲渡に係るのは、直接市に申告等はございませんけれども、確定申告等によりまして国税のほうに影響したことによって、市内の方が利益を得て申告されて、住民税のほうが増額になったということです。

○森委員 株式譲渡所得割の交付金というのは別に来て、これも平成25年が一気にふえて、市の繰越金が一気にふえたという経緯があったわけですけど、そこまでは伸びないにしても、今回も1,700万円の予算に対して7,529万円入っているということなので、それが江南市でもそれなりの影響が出ているということで、わかりました。

もう1点、法人市民税のかなり大きいところというのは、何社ぐらいで影響、増額の影響が出てきているの。

○税務課長 大きいところということでは把握していません。一部の企業が好転したということで、資本金の多いところが法人税がふえたところもありますし、逆に資本金の多い企業でも減収になって法人税が下がったところもありますので、一概に大手だから、中小だから、小企業だからといって影響はしてないように思います。

○森委員 ただ、一部引き上げた中には、かなり成績のいい企業もあると。全体に伸びていっているというよりは、突出している部分もあるという見方ですか。

○税務課長 全体を全て見るわけには、ちょっと統計のほうをとってないからだめなんですけど、法人税を納めた企業を上位で調べていきますと、昨年と比べて10倍に税額がふえたところもありますし、2倍ぐらいのところもあります。そして、小資本の割には税額が伸びた企業もありますので、業種によったりとか規模によって利益が出た出ないということは難しい判断になると思います。

○森委員 法人市民税で、均等割が伸びているというよりは、法人税割で17.6%の伸び、均等割だと4.3%ですから、いわゆる課税の企業がたくさんふえてきたというよりは、一定の企業の中で業績が上がっているという見方をすればいいんですかね。

○税務課長 そのように考えております。

- 森委員　　あと1つ、これは教えていただきたいんですけど、150ページの土地課税台帳管理事業ということで、その中で旧課税台帳兼名寄帳等自動検索機借上料というのがあるんですけど、実際には全部データベースというかデータ化されたということでしょうか、土地管理台帳というのは。まだまだ紙台帳。
- 税務課長　　昭和49年から平成12年までのものはマイクロフィルムで管理されていて、そのマイクロフィルムが自動検索機で検索して見られます。昭和49年から平成12年までです。ですから、紙のものは存在しませんので、これを打ち出せば紙にはなるんですけど、ほとんどがデータ化されたということでございます。
- 森委員　　そうすると、旧課税台帳兼名寄帳等自動検索機借上料、これはどういうものなの。
- 税務課長　　今のマイクロフィルムを見る機械です。
- 森委員　　昭和49年から平成12年までの。
- 税務課長　　そうです。
- 森委員　　わかりました。
- 委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　それでは、税務課について審査はこれにてとどめおきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 続いて、収納課について審査を進めてまいりたいと思っております。
- それでは、収納課について審査をします。
- 当局から補足説明がありましたらお願いします。
- 収納課長　　それでは、収納課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- まず決算書のほうですが、最初に歳入でございます。
- 決算書歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税から、下段の5項都市計画税までのうち滞納繰越分でございます。
- 次に、78ページ、79ページをお願いいたします。中段やや下でございます

が、14款県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

続きまして、84ページ、85ページをお願いいたします。こちらも中段やや下でございます19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

1枚はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。中段の5項1目1節滞納処分費、下段の2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして歳出でございます。

恐れ入りますが、154ページ、155ページをお願いいたします。下段の2款2項2目収納費、右側の備考欄、人件費等、さらにはねていただきまして157ページの備考欄、滞納市税等訪問徴収事業から、159ページ下段の備考欄、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員　市税等の収入未済額というの、大変私も気になるんですけども、先日も新人議員の研修の際の滞納をされていらっしゃる方への督促の事業についてお話をさせていただいたんですけども、未収のままでもいいとはとても思えないわけでありまして、できれば全額回収していただくのが、税の公平性という点からもあるべき姿だと思うんですけども、そういった観点で、この未済額の回収の事業にも多額の予算が使われているようなんですけれども、その効果と、これからの見通しというものについて少し解説をしていただければと思います。

○収納課長　決算書のほうでいきますと、歳出、158ページ、159ページのほうに、中段に滞納処分事業がございます。その中では、催促とか、いろいろ徴収に関する経費が入っております。ここで滞納処分事業の中で差し押さえとかも行いますので、普通旅費というのは金融機関とか、ほかの資料を確認するための旅費になっております。

あと、預金調査とかも実施しまして、私財があるかないかということも調査をいたしますので、そのためにかかる郵便料とかが、その12節の役務費となっております。

あと、江南市では滞納整理機構というものに加入しておりまして、19節の負担金というのは、そちらの滞納整理機構に納付しております負担金でありますので、滞納整理機構と協力しながら、新しく滞納に関する技術の取得とか、収納のほうもお願いしているという内容でございます。

○総務部長　もう少しこれに補足をいたしますと、もう少し数字的に申し上げますと、収納課の決算を見ますと、最終額が1億6,000万円ほどございます。この中で還付金とか加算金がありますので、大体大きく漠と言いますと、滞納整理等大きく見て1億円ぐらい経費が江南市ではかかっていると思って見てください。そこで平成26年度の滞納繰り越し分の収入額2億2,000万円ほどございます。これがいいか悪いかは別です。とりあえず、人件費等以上に収納課の職員は頑張ってくれています。

というのと、今、収入未済額の話が出ましたが、未済額を減らすばかりが決していいとは思っていません。しかしながら、本来どうしてもいただけないようなものをいつまでも持つておっても仕方がない。ですから、しっかり収納課の中では3つのルールを決めて、5年の時効を待たなきゃいけないもの、即整理すべきもの、3年を待って整理すべきもの、こういったことを滞納整理機構ともしっかりお互いに協議しながらタイアップして進めておりますので、今、課長が言いましたように事務改善ですね、これは滞納整理機構に加わったことによって、今、職員、現在収納課の中で4名が滞納整理機構を経験した職員がおります。これがいいか悪いかいろいろ意見が分かれるところでございますけれども、それなりのノウハウを持ってみんなやっています。そうした結果、滞納繰り越しの収入率も随分上がってきておりますので、部長の私としては一定の評価をしているところでございます。

○委員長　じゃあそういうことで、一定の御説明がありました。
ほかに。

○森委員　今の滞納整理機構の関係ですけど、現在、収納課に4名いて、もう1名が今派遣されているというふうに見ればいいですか。4名の中の1人。

○収納課長　おっしゃるように4名が経験者で、ことしも1人滞納整理機構に現在派遣しております。

○森委員　先にじゃあその関係で、300……。

- 収納課長 濟みません、ちょっと訂正させていただいてよろしいですか。
- 先ほど4名と言いましたが、4名のうち1人は異動しておりますので、現在3名と、今、現役で行っているのが1名という形になります。
- 森委員 実質は3人。
- 収納課長 収納課に今おりますのは3人です。
- 森委員 338ページ、ここに実際に差し押さえの件数ですとか、その差し押さえをしたことによる成果、換価金額というのが入っているわけですが、去年も気になって聞いて、ことはちょっと少ないようですが、給与などについての差し押さえも、まだことしも56万円、去年は非常に多くて気になったんですけど、生活費にあれするような差し押さえというのは控えなきゃいけないわけ……。あっ逆だった。ふえているんだ。一番上が平成26年度ですので、686万円ですから。686万円でしょう。件数10件の686万円、給与だけで見ると、そういうことなんで、実際に生活費に食い込むような処分がされていないかということが一つ気になる場所ですけども、その点はどうでしょう。
- 収納課長 いろいろ今の手法といたしまして、財産調査等をさせていただきます。財産調査等をして、ほかに差し押さえができる債権がない場合や納付約束を守っていただけない場合は、給与差し押さえの事前通告をした後、勤務先へ給与の照会を行っております。その段階になっても相手の方から連絡などをいただけない場合に給与の差し押さえを執行しておりますが、差し押さえ禁止財産というものもありますので、給与から基本10万円で、扶養家族に応じた人数でお1人当たり4万5,000円、その差し引いた額から8割という限度がありますので、最低限必要な給料の分は残したものを差し押さえさせていただきます。
- 森委員 だから、ひとり暮らしだと10万円なんですよね。
- 収納課長 お1人当たり基本が10万円。本人さんの分。
- 森委員 10万円ですから、10万円だと、それこそ家賃を払うと、それこそ会社へ勤める通勤の費用も出てこないというようなことになりかねないんですけど。
- 収納課長 それは最終の手段でして、先ほど手順を御説明させていただ

たんですけれども、一応、事前通告をしまして連絡いただけないということで、先ほどの計算をして、残りが本当に少ない場合は見送る場合も、そこまで行っていますので。その後、また御連絡があれば、そのとき今後のことはまた御相談をさせていただきますけれども、毎回やるわけではありませんので。

○森委員　ただ、最近聞くのが、納税相談に応じて分納をやっている、強制的に処分、差し押さえだとか、そういうことになるというような話がちらちらと聞こえてくるんですけど、そういうことはないですか。

○収納課長　分納の約束をしてあるんですけれども、その分納がきちっと守られてなかったり、例えば毎月1万円だというのが5,000円とか3,000円しか入ってこないというような場合も出てきますので、そのときはある程度事情を御相談いただいて、その金額が変わるようなときは事前に御相談がいただければこちらに対処のしようがあるんですけれども、そういう形で自分の判断で変更がされたりした場合には、こちらとしてもそれに応じることができないということもあります。

○森委員　そういう状況をしっかりと押さえてやっていただきたいと思えます。

それから、決算書でコンビニ収納ということで、コンビニ収納と、それから口座振替のそれぞれの件数を教えていただきたいんですが。

コンビニ収納だけで結構です。

○収納課長　市税の市県民税、固定、軽自、合計になりますが、平成26年度のコンビニ収納の件数といたしましては、延べですが3万8,914件になっております。

○森委員　口座振替が圧倒的に多いと思うんですけれども、口座振替に比べて圧倒的にコンビニ収納の委託料は高いですね、この割合から見ても。口座振替は1件当たり幾らで、コンビニ収納は1件当たり幾らですか。

○収納課長　口座振替は、郵貯銀行ですと税込みで10円、その他の金融機関ですと10.8円になります。コンビニの手数料は、1件60.48円、なおかつ一月の基本料金が1万800円という経費がかかっております。

○森委員　1万幾らでしたか。

- 収納課長 1万800円になっています。
- 森委員 これは、1万800円というのはどこへ払うんですか。コンビニというのは、別に江南市内のコンビニでなくたっていいわけですよね。どこへ1万800円払うんですか。
- 収納課長 江南市が契約しておりますのは、UFJニコスという会社と契約しております、そこが全てのコンビニのもののデータが行きまして、集計をしてこちらに返ってくるというようになります。
- 森委員 そうすると、そのUFJニコスに1万800円払うと。60.48円はUFJニコスに払うんだけど、そこから先にまたそれぞれのコンビニ店に、店というかトップ、上に行くわけですけど、コンビニにその中からまた手数料が引かれて払われていくと。
- 収納課長 実際の件数に合わせたものがコンビニのほうに。実際の件数ですね、取り扱われた件数をコンビニのほうに支払いさせていただきます。
- 森委員 だから、差し引かれるわけですよ。UFJニコスも手数料を取って、幾らコンビニのほうに払われているかわからないけど。前、五十幾らと聞いたと思うんだけど、これは毎年変わるんですか。
- 収納課長 平成26年の6月から消費税の関係で58.6円に上がっております。
- 委員長 もう一度答弁し直してください。
- 収納課長 大変失礼いたしました。58.6円から60.48円に上がりました。
- 森委員 平成26年の7月、4月。
- 収納課長 6月です。
- 森委員 わかりました。

そういうことでわかりましたので、とにかく口座振替をやっていただけるように、どうしても引き落としができなかったり、何かの理由でコンビニということになるんですけど、基本は口座振替をやっていただけるように、また努力をしていただきたいと思います。

- 山委員 簡潔に。
- 委員長 簡潔にお願いいたします。
- 山委員 滞納整理機構に持っていったものは、いろいろ難しいややこしいものを持っていると思うんですけど、滞納整理機構で扱ったものは、

割と回収率というか、それがいいというふうに伺っているんですけども、その実績はどうだったのかということと、あわせて滞納整理機構を初めてやったときと違って幾つか抜けた自治体がありますよね。江南市はずっと派遣して、これからも当分ずっと続けるんだろうと思うんですけど、その辺はどうしてなんですか。

○収納課長 平成26年の市税を滞納整理機構へまず引き継いだものが、6,608万7,484円でございます。その中で収入額として3,911万1,679円で、回収率は59.2%でした。

先ほど報告しましたのは市税の関係で、あと国民健康保険税の引き継ぎ額が、6,692万217円に対し、収入額が3,362万2,056円となっております。合わせますと1億3,300万7,701円を引き継ぎまして、7,273万3,735円を収入しております。収入率としては全体で54.7%でございました。

○収納課主幹 滞納整理機構から抜けましたのは、平成24年度に春日井市が一旦入っておりましたが、半年間だけ加入しておりましたが、春日井市にあつては自分の市でやるということで、半年間だけ加入して半年後には脱退をされました。

○山委員 ほかの自治体で抜けたところってなかったですか。それはまた別の滞納整理機構でしたっけ。春日井市だけだった。

○収納課長 東尾張滞納整理機構では春日井市1市のみです。

○山委員 最後に1つ。滞納整理機構に持っていったのは回収率がよかったということなんですけれども、また別の見方をすると、かなり厳しい取り立てというんですか、厳しいことがやられていたと思うんですが、どういうふうに回収されているかというのをノウハウとかを学ぶために送り込んでいるわけですよね。だから、その辺はどういう分析しているんですか、回収率の高さというのは。

○委員長 今、適切に御答弁できますか。

○収納課長 滞納整理機構へ委託する基準といたしましては、原則として滞納繰り越し分で市単独では徴収困難と判断される案件を中心に、個人住民税を初めとした市民税の滞納額がおおむね50万円以上のものをお願いしております。また、滞納処分の対象となる財産を有するなど納税資力があると認め

られ、滞納者の住所または所在地が愛知県内であることを条件に選出しております。これらの基準を満たす条件の中から、所得や預金等の財産、家族構成や生活の状況などを調査し、総合的に判断した中から100件ほどを決定して移管しております。以上です。

○委員長　　じゃあ、そういうことで一定の報告をもらいました。

　　収納課については、この程度にとどめおきたいと思いますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、収納課につきましては、この程度にとどめおきます。

　　続きまして、総務課について審査をいたしたいと思います。

　　暫時休憩します。

午後 4 時 21 分　　休　憩

午後 4 時 23 分　　開　議

○委員長　　再開します。

　　質疑の途中ではございますけれども、きょうは時間的……。

〔発言する者あり〕

○委員長　　ちょっとその前に答弁訂正、きょう済ませておきたいところがありますので、その分について答弁を求めます。

○市長政策室長　　申しわけございません。先ほどの秘書政策課の非正規職員の人数のところ、若干数字が間違っておりましたので、おわびして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○秘書政策課長　　主要施策のほうに記入はしてございませんが、正規職員のところ、非正規職員の人数というお尋ねがございまして、合計人数を714人と申し上げましたが、713人ということで1人減でございます。その減は、消防が3人と言っておりましたが、消防が2人でございますので、申しわけございません。訂正させていただきます。

○委員長　　引き続き危機管理室のほうから訂正がありますので、報告か。保留答弁がありますので差し上げたいと思います。

○危機管理室長　　お帰り間近で申しわけございませんが、答弁保留が数点ございましたので報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○防災安全課長　先ほどの伊藤副委員長さん、福田委員さんの中で、主要施策の成果報告書の75ページ、カーブミラーの関係と安全対策の関係で一部お答えできなかった部分についてお答えさせていただきます。

まず、この表の要望件数でわかる範囲でお答えをさせていただきますけれども、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーにつきましては113件ございました。処理済みということで59件でございますけれども、当然その113件は全部見に行っておるわけなんですけれども、現場のほうに、その中には見通しもそもそも確保されていて、全部が全部つけるというわけにはもちろんいかないものですから、精査した中で見通しが確保されているもの、これは答弁させていただきますが、設置場所そのものがないもの、ふさわしい場所がないもの、交通量そのものが少ないものということで、警察のOBの方に見ていただいた上で判断した主なそういったものができなかったものの内訳でございます。

さらに、来年もまた同じことになるんですけれども、要望は各自治会の区長さん等が出されるんですが、毎年同じものを出される関係がありますものですから、要望件数というのはある程度これぐらいの数が出てくるのかなあというふうに推測しております。

同様に、一番上の道路照明灯の設置につきましても、要望件数は50件ございました。設置箇所は27カ所でございますけれども、こちらにつきましても、一自治会の役員さんが複数カ所一遍に要望書を持ってこられて、現場を見ますと、そもそも交差点でなかったとか、複数カ所同じところにつけるわけにはいかないものですから、予算等々を勘案し、ある程度選択をして設置したというところの中で27件という結果になったということでございます。

続きまして、シルバーの人数ということでございますけれども、シルバーの駐輪場等の整理に係る人数の内訳でございます。こちらにつきましては、整理と清掃、両方やっていただいているところが、古知野駅北、江南駅北第二、布袋と布袋駅西ということで、比較的よく混んでおるところですね。こちらについては、合計でございますけれども、延べ日数で220日、1回につき2名の方に対応していただいております。それ以外の清掃のみということで、北野、江南駅東、江南駅西、江南駅北三、布袋東の一時ということで、

比較的すいておるといのか、あきが多少あるところにつきましては、延べ日数で48日間、1名の方をお願いをしております。以上でございます。

続きまして、カーブミラーの材質ということで、ごめんなさい、前後しておりますけれども、30年と申し上げましたけれども、こちらは鋼管柱、管が大体一番長く事故も何もなければ30年ぐらいもちまして、カーブミラーのミラーそのものは耐用年数はメーカーに再度確認いたしましたところ、おおむね10年ということで、曇りにくいものも通常のアクリル板もおおむね10年ということでございます。

もう一つ、移設にかかる費用でございますけれども、実際今立っておるものを移設した場合が15万円程度。自立柱ですね、新品を1本地面から立ち上げたものをつくろうとしますと20万円、移設ですと、あるものを移設しようとする、A地点からB地点に移設しようとする、15万円。ですので、新設したほうがやや高いと、一般的にそういった数字ということであらわれております。

あと宿日直の割合ということで、防災センターの割合でございますけれども、こちらは先ほども一部答弁をさせていただきましたが、数字は申し上げましたけれども、面積案分によって契約は1本で実施をしておるといことでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 今、先ほどの答弁保留のことについてをもらいましたけれど、この件につきまして改めてということがありましたら。

○福田委員 今、課長から要望のカーブミラーの件数を聞きましたけれども、こんなに要望したってなかなかできんなあと思っていたんだけど、実際には理由があって設置できないというのはかなりあるものですから、あるということがわかったもんですから、そういうことを毎回毎回区長さんたちが、自治体の人たちが申し込んだときに、これはこういう理由で、区は毎年かわっていくもんだから、こういう理由でできませんよということを納得させんと、数字だけ大きくなっちゃって、なかなか設置できておらん、できておらんという思いが出てきちゃうもんですから、なるべくならそういう理由を詳しく説明してということの努力をしてほしいということと、それから今、新設で

20万円、移設すると15万円ということになりますと、移設するのは、大分た
っておりますので、僕は鉄工所をやっておってよくわかるんですけど、幾ら
上手に掘ってやっても、かなり底が傷んでいますので、それから何年ももた
ないと思うんですよね。5万円の違いだったら、新設したほうが僕はいいと。

○委員長　　じゃあ、その件についての答弁。

○防災安全課長　　議員おっしゃるとおり、そういった費用対効果を考えなが
ら、これから整備を進めていきますとともに、自治会の皆さんにもお話は随
時しておるんですが、さらに引き続いて連絡を密にしていきたいと思いますので、よ
ろしく願いをいたします。

○委員長　　そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、質疑の途中ではありますが、本日の委員会はこの程度
にとどめまして、先ほど申し上げましたように、明日17日午後1時30分から
委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。きょうはお疲れさまでございました。

午後4時33分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 鈴木 貢